

議 事 日 程 (第 4 号)

令和8年3月6日(金曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第 9号 令和8年度遊佐町一般会計予算

日程第 3 議第10号 令和8年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議第11号 令和8年度遊佐町介護保険特別会計予算

日程第 5 議第12号 令和8年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議第13号 令和8年度遊佐町水道事業会計予算

日程第 7 議第14号 令和8年度遊佐町下水道事業会計予算

※条例案件

日程第 8 議第15号 遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定について

日程第 9 議第16号 一般職の職員等の旅費に関する条例の設定について

日程第10 議第17号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第18号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第19号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第20号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第21号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第22号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第23号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第17 議第24号 R6災46—5杉沢(3) 農地・農業用施設災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について

日程第18 議第25号 令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について

日程第19 議第26号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について

日程第20 議第27号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第21 議第28号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第 2 2 議第 3 0 号 令和 7 年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構整備工
事に係る請負契約の一部変更について

日程第 2 3 ※予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第 4 号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 2 名

出席議員 1 2 名

1 番	遊 佐 亮 太 君	2 番	伊 原 ひ と み 君
3 番	駒 井 江 美 子 君	4 番	今 野 博 義 君
5 番	渋 谷 敏 君	6 番	本 間 知 広 君
7 番	那 須 正 幸 君	8 番	佐 藤 俊 太 郎 君
9 番	菅 原 和 幸 君	1 0 番	土 門 治 明 君
1 1 番	斎 藤 弥 志 夫 君	1 2 番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	高 橋 務 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	土 門 良 則 君

教 育 長 土 門 敦 君 教 育 委 員 会 長 荒 木 茂 君
教 育 課 長
農 業 委 員 会 会 長 三 浦 祐 輝 君 選 挙 管 理 委 員 会 長 小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員 本 間 康 弘 君

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅 原 潤 議事係長 船 越 早 苗 主 査 佐 藤 明 子

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、農業委員会、齋藤勝広会長が所用のため、三浦祐輝職務代理者が出席、その他、町長以下全員出席しておりますので報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 改めまして、おはようございます。一般質問2日目、1番目の質問をさせていただきます7番、那須正幸です。

町長の施政方針の冒頭にもあったように、昨年7年度は熊の出没が相次ぎ、地域の安全確保に向けた対応に迫られる1年であったということは間違いがありません。そこで、熊から町民の命を守るための対策はということで一般質問をさせていただきたいと思えます。

当町だけでなく、全国的に熊の出没通報が急増し、他県では人的被害も出るほどの状態となり、お隣の秋田県では自衛隊からの後方支援の協力をもらうほどの被害が出ていて、深刻な状況であったことは記憶に新しいところではあります。幸いにも当町では人的被害はないものの、学校施設や市街地をはじめ、河川に近い集落や海岸線の道の駅ふらっとなど、町内全域にわたり出没の情報が寄せられて、町民への周知が行われるたび、保護者の方々や地域の方々からも不安の声がたくさん寄せられています。早朝薄暗いうちからの仕事を持たれる方や出没情報付近での世帯の方々は、外出などする際は恐怖感を持ちながら、周りに注意しながら車の乗り降りをされた方もおられたのではないのでしょうか。昨年は、ブナの餌資源が不

足し、熊が越冬のための脂肪を蓄える食い込み期に人里へ下りて、柿などの木の実を求めてきている状況が多く見られました。ツキノワグマは、毎年冬眠中の1月から2月頃に繁殖期を迎え、冬眠前の晩秋は、昨年同様、活動が最も活発になることが予想され、本年もさらなる警戒が必要と考えます。また、昨今の熊は、餌不足や縄張争いにより冬眠しない熊も多くいて、2月、3月期の終期でも、熊目撃の情報が町のLINEでも掲載されております。当町では、所管の職員の方々をはじめ、猟友会の方々のご協力をいただき、迅速な対応に努めていただいておりますが、全国的な出没の広がりや件数の増加に対して、担い手不足の限界も指摘されております。また、猟友会の高齢化は深刻であり、今後、安全確保のための人員確保は急務と考えます。さらに全国では、自治体職員が狩猟免許を取得して現場確認や誘導を行うガバメントハンターの導入、また警察や機動隊による射撃チームを編成し、危険個体の排除に当たる動きも進んでおりますが、当町でも体制整備を急ぐ必要があると考えます。昨年の1年間だけでなく、やはり生息ということもあり、毎年の出没を考えることも必要ではないかというところでもあります。そこで、次の質問をいたします。

1つ、当町における有害鳥獣の捕獲に従事しようとする者が新たに第1種狩猟免許及びわな猟免許の取得にかかる経費に関し、現在の補助金では所有者の負担が大きく、担い手不足に拍車をかけているように感じますが、新たな支援策は考えておられるのかどうか。

1つ、自治体が直接雇用または専属契約を結ぶガバメントハンターの導入は考えておられるのかどうか。

1つ、不要な果樹の伐採にかかる費用は、高齢者世帯や独り暮らし世帯には負担も大きく感じられます。補助金の増額などの検討は考えておられるのかどうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） おはようございます。3月定例会2日目の一般質問、7番、那須正幸議員のご質問に答弁させていただきます。

今年度は、春先から12月末まで、町内全域で熊やイノシシの出没が非常に多く、農業被害も多い状況であり、大きな問題でありました。年が明け、1月は目撃情報はありませんでした。2月に入り、熊とイノシシが目撃されており、特にイノシシによる農地の掘り起こしの農業被害が生じています。本町の有害鳥獣捕獲においては、議員ご指摘のとおり、ご協力いただいております猟友会会員の皆様の多くが60歳以上であり、高齢化と次世代の担い手確保が大きな課題であると認識しております。担い手確保のために、現在町では、遊佐町狩猟免許取得支援事業により、猟友会会員として有害鳥獣捕獲に従事する方で新たに第1種狩猟免許、第2種狩猟免許を取得した方に、銃猟免許取得費用の2分の1を補助し、上限を8万2,700円とし、またわな猟の狩猟免許を取得した方には、狩猟免許取得費用の2分の1、上限6,600円とし、それぞれ補助金を交付しております。このほかにも、狩猟免許の更新費用の2分の1を補助し、上限額を1,350円として補助しております。また、山形県猟友会では、新規狩猟者負担軽減事業として、新規に狩猟免許を取得し、猟銃などを購入した経費の3分の1、上限5万円を補助する制度を設けております。こうした町以外での補助もあることから、今のところ狩猟免許取得などの補助金総額の検討はしていませんが、新たな担い手確保の対策としましては、令和8年度から、新規就農、有害鳥獣対策に取り組む地域おこし協力隊を採用し、狩猟免許を取得し、猟友会に加入していただき、有害鳥獣捕獲活動に従事してもら

そのような内容の団体であるということ認識しながら今回の一般質問を行いたいと思っております。しかしながら、全国的に、駆除に関しては猟友会に頼らざるを得ない状況であるということは間違いはないということでもあります。その中で、昨今、私もそうですけれども、町長答弁にもありましたが、猟友会の中でのやはり担い手不足、そしてまた会員の高齢化、どのくらい進んでいるのかというところをまずは皆さんにも知っていただきたいなと思っております。町長答弁にも、猟友会会員の皆様の高齢化と次世代の担い手確保が大きな課題であるというふうに答弁をいただきました。これは、当町だけに限らず、全国的に不足しているということ。それは、山形県ではどのくらいの担い手が現会員としておられるのかというと、県のみどり自然課によりますと、1978年、昭和53年に戻ります。一番ピークのと看でした。これは、県内では7,141名の会員がおられたということでありました。その後、現在2025年3月では1,735人まで減っており、年齢層も60歳以上が全体の61%を占めていて、現状のままの推移であれば、全体の先細りは否めないということでありました。今のこのデータのとおり、やはりかなりの人数が減っております。その背景には、私も小さい頃、ここ遊佐町の山間部の岩野というところで生まれまして、高校時代まではそこで育ちましたが、中山間部におきましては、やはり自分の畑や自分の例えば領地を守るために、当時の方々は、自分で狩猟免許を取って、自分の土地は自分で守るという形で銃を持たれた方々が多くいられたと、私もよく遊びに行くと、そういった猟の話をしているところの話を聞いたり、いろいろな情報をいただいたというところを物覚えに覚えておりました。

そういうのもありましたけれども、現在はやはり世代の流れによって、なかなかそういった形で朝昼、日中、地元のほうにいられる方というのは少なくなってきておまして、ほとんどが女性の方で、女性でも、ほかに仕事に出られる方も今は多くなっておまして、なかなか日中自分の地元にいるというのは多くはないということもあまして、そういったところでの時代の流れでの現象もあるのかなというふうに思っております。そんな中での質問であります、一番最初に産業課長、ちょっとお聞きしたいと思えますが、現在当町での猟友会会員の実働隊員数と、まずはその年齢構成を伺いたいなと思っております。その辺のところのご答弁をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

遊佐町の猟友会の年齢層ということでございますけれども、令和7年度におきましては、30代1名、40代2名、50代が1名、あと60代以降、高齢者が多いという町長の答弁にもありましたとおり、60代6名、70代5名、80代2名というような年齢構成になっているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 課長、答弁ありがとうございます。

今お聞きのとおり、当町でもやはり、全国的な平均を見ますと、それに当てはまるような年齢層になっているのかなと思っております。その中でも、やはり30代や40代の方々、50代までは、4名という形での活動をいただいておりますが、その中の今の現在のお勤めやお仕事もいろいろあるかなと思っておりますが、その年代ごとの、もし個々の職業につきましては、個人情報に引っかけられないような程度でご説明をいただければありがたいと思えます。よろしくお願いたします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

職業に関してであります、詳しいところまで町では把握をしているところではございませんが、おおむねいわゆる農家、農業者の方とお勤めの方と、大体半々くらいなのかなというふうには把握をしているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。今、課長の答弁では、この人数、17名おられるのでしょうか。17名の中の、大体半分がお勤めの方と農業者の方々というお話をいただきました。

昨年の熊の目撃情報というのが、これ12月24日現在で、今年になってからはちょっとまだ増えているのかなと思うのですが、町のほうから資料を頂きましたので。目撃数が163件ということでお話を伺っておりました。多分皆さんもご承知のとおり、去年は毎日熊の目撃情報がLINE等で流れてきたり、かなりの頻度によって、そういった形での危機感を覚えたのではないかなと思いますが、その際に、やはり職員の方と猟友会の方々が一緒に目撃情報によって出動するわけではありますけれども、この出動した時間、昨年1年間でどのくらいの件数に対して出動しているのか。課長のほう、もし分かればお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

昨年の実績ですが、資料があるのですが、すみません、ちょっと今探せない状況ですが、一番多い方で200時間まではいっていないというような形だったと思います。それぞれ出られた日数とか時間数違うわけですが、一番多い方で200時間はなかったというふうに認識しております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 後ほどの答弁ですと私の質問の話が進みませんので、担当の方から伺っている私のほうで数がありますので、そちらのほうをまず先に述べさせていただきたいと思います。令和7年度実施隊の出動時間ということで、全体で750時間ということであります。750時間の実働隊の出動時間ということで考えますと、かなりの出動の時間があったのかなと思っております。この時間を本当に考えますと、職員の方々もこれに付随して出動しておりますので、それだけの本来の業務ができなかったということもうかがえるのではないのでしょうか。また、その出動した際に1日にかかる時間帯、こちらは多分課長のほうに資料ないですね。私のほうで調べているところの資料の中で説明をさせていただきます。

熊1頭にかかる作業時間というのがありました。1番は被害等の受付、これは所管の産業課で行っておりました。2番目の実施隊の情報共有と現場確認、わな設置場所の検討というのが2番目にあります。そして、わなの運搬。2を省略して運搬する場合もあるということの説明をいただいております。4つ目が巡回。熊がわなにかかるまでの時間が、時間で増減ありますけれども、4つ目がこの巡回というのがありました。5つ目が捕獲個体の止め刺し、捕まったとき止め刺しというのがあって、6番目が捕獲個体及びわなの運搬。7番目が解体または埋設というのがありまして、この中で、この時間帯の中でありましたか。

ありました。それでは、課長から答弁をいただきたいと思いますが、今の7つ説明させていただきましたが、それにかかる所要の時間、時間帯、ここをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員おっしゃられたいろいろ作業時間というところではありますが、まず被害を受けて自治体、猟友会の皆さんと情報共有、現場確認、あとわなの運搬というところのケースもありますが、それには大体約1時間ということで見えております。あと、巡回ということでは、目撃があった情報のその箇所だけというふうにはなりませんので、当然周辺も回ってということで約1時間。実際、わなにかかって捕獲という状態になった場合、個体の止め刺し、その後、捕獲した個体の運搬、わなの運搬、最後、解体または埋設処理をしているわけですが、場所によっては違いますが、そこに二、三時間かかっているのではないかとこのように見えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 答弁ありがとうございました。今の所要の時間というのが平均的にかかるということではなく、まずは一度出動すると大体4時間から6時間平均はかかるということでもあります。それであれば、大体朝、職員の方々が朝礼終わって出動すれば、ほぼ1日熊に付き添わなければならないということが現状であるかなと思っております。

一番最初の出動時間の総合時間に戻らせていただきます。この平均の約4時間くらいをめぐりまして、1日4時間として750時間を割りますと、187.5日になります。これは、年間365日を比較しますと、2日に1回というペースで昨年度は熊の目撃情報によって出動するという形であります。ですから、先ほど私が伺いました職業についてですけれども、やはり半々という形ではありましたが、その中で農家の方々、自営をされている方々、会社員の方々はほぼ無理かなと思います。それで、大体常時出動されている方々は、五、六名が常時出動されている方々かなというふうな推測をされるのであります。

それが、やはりどうしても都合が悪くて駄目だとか、いろいろな形で出動がなくなってくる場合もあるかなと思っております。先ほど町長答弁にもありました。今年、昨年の担当の係の方々が、人事異動によりまして、また新しい方々が来ると、また最初からの指導も、課長も大変なかなと思っておりますが、そういったところも踏まえて、やはり人材確保というのは今後必要になってくるかなと思っております。今回の一般質問になりました。

先ほど3つの中の答弁の中で町長から、狩猟免許に関しましては、町のほうではこちらの、実は私たち文教産建、管外視察におきましては島根のほうに、遊佐町はイノシシも多いということで、イノシシの対策ということで管外視察をさせていただきまして、今年になってその際の業者の方々が遊佐町に来てくれるということでありまして、ここの議場を使わせていただきまして、2月に研修会をさせていただきました。やはり遊佐町内でもイノシシの発生も多くはあって、関心のある方が多くいまして、スタッフそろえて大体40名以上の方々が講習を受けていただいたというところでありました。そこも踏まえて、先ほど私が申しましたけれども、昨年1年だけで終わりではないのです、これ。やはり今年も引き続き増える可能

性があるということを認識しながらの話の進め方ということでもあります。

遊佐町でも補助事業がありました。狩猟免許の支援事業ということでありまして、第1種狩猟免許、またはわな猟狩猟免許に係る経費ということでありましたけれども、ここの中で、補助率は先ほど町長が申しただきましたので、あえて申し上げませんが、条件等が必ずあるのです。その条件の中には、県猟友会遊佐支部に入会すること、もう一つは、有害捕獲に協力することということで、ここは条件が載っております。これは、あくまでも補助をいただいた方がこの条件に対応するものだと思いますが、補助をいただかないで自分で取られた方はこの条件に値しないのでしょうか。そこをちょっと確認したいと思いました。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

遊佐町の補助制度、今議員おっしゃられたところの補助金交付要綱を定めているものがございまして、要綱上、今議員おっしゃられた猟友会として有害鳥獣捕獲に従事しようとする者というところ、入っておりますので、基本的にはそのように認識をしております。

なお、猟友会に入っていない方で銃を所持されてというところは、ちょっと町のほうではしっかり把握はできておりません。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。一般的に考えても、猟友会に入るのが常識というか、そういう流れではあるのかなというふうには思われましたので、一応確認のためにお聞きしたところであります。

担い手不足がなかなか大変だということで、今、こういう補助金の制度もあるということでありまして、お話をさせていただきましたが、それでは一体、担い手、若い方々が何でこういうのに関心がないのかなというところも踏まえまして、一つは資金面も関係あるのかなというふうな形で、その資金に係るものも費用の総額も少し調べさせてもらいました。遊佐町では、補助金といたしまして、最初の申請のところの係る経費といたしましては、上限6,600円、2分の1ということで補助をなされております。また、銃を所有するところからは、2分の1の上限、8万2,700円というのが先ほど町長答弁の中でもありました。このほかに県からも補助がありまして、5万円ほどの補助があるようであります。これに関しましては、申請の分を省きますと、県と町と合わせて13万2,700円ほどの補助が出ておりました。

順を追って説明いたしますと、最初の狩猟免許の取得に係る経費であります。これは多分全国的に同じような形でかかるのかなと思っておりました。狩猟免許予備講習料が1万1,000円、狩猟免許申請料が5,200円、申請に必要な住民票、遊佐町の場合は400円かかります。申請に必要な医師の診断書、大体3,300円4,000円くらいからの前後かなと。申請に必要な顔写真、これは大体800円から1,000円。ここの中だけで大体2万700円かかりました。ここに、町としては上限で6,600円の補助が出ておりました。さらにこの中には、講習などいろいろありますが、プラスで交通費などもかかるということもあります。2つ目は、銃所持許可の取得ということで、これもまた講習申込料が6,900円、教習資格認定申請書が8,900円、申請に必要な住民票、これが400円。申請に必要な医師の診断書、ここでもまた診断書がかかりました。申請に必要な

な身分証明書400円、火薬類等譲受許可申請料が2,400円、技能講習料が4万3,100円、銃所持許可申請料が1万500円ということで、ここで大体7万5,850円かかる。さらに、銃の購入。ここでは、県と町で補助が13万2,700円は出ておりますが、大体新品の銃を買うと30万円から40万円という話を聞きました。さらに、銃ロッカーと弾ロッカー、それから銃ケースも必要ということでありまして、鉄砲のこの一式だけで大体40万円ぐらいはかかるということでありまして、銃が来ますと、猟友会への入会というのがありまして、第1種銃狩猟税というのが1万6,500円、これは2年目からはなくなるというお話でしたが、初回にはかかります。手数料が1,800円、支部会費というのが、ここは遊佐町ではどのくらいは分かりませんが、全国で1万5,800円くらいはかかるのではないかと。それから、大日本猟友政治連盟への寄附200円というのがありまして、大体ここで3万8,000円から3万9,000円というふうな、結構なお金がかかります。あわせて、当町あたりでは、鉄砲が来るまでは53万5,550円くらいは大体かかるのではないかと推測されます。これは、すぐ来るわけではないのです。一番最初に申し込んで最後に自分の手元に銃が来るのは大体今年1年くらいかかるというお話も伺っておりました。やはりこれだけかかる、そしてまたこれだけの時間がかかるということも、成り手不足のほうに拍車をかけていると思われませんが、課長、ご意見いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、銃の免許を取る、銃を持つということについては、非常にお金がかかるものだというふうには認識をしておるところであります。今、町の制度が、取得に関わる補助金の制度がこれで足りているのかどうかというところは内部では検討はしているところでありましてけれども、今銃を持つということがいわゆる以前、昔という言い方はあれですが、以前より非常に厳しいというふうにも伺っています。かなり銃を、今お持ちの方、猟友会の方でも、所有する方も更新をする際、かなりの公安委員会からのいろいろ調べも入るということも聞いておりますし、なかなかそういうところで、単純に銃を持ちたいといっても金銭面も含めていろんなハードルもあるのかというふうには思っているところでありまして。一番金額のところはネックということであれば、今後町のほうとしても補助制度をもう少し検討する余地はあるのかなというふうには思っているところでありまして。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 答弁ありがとうございました。これは最初の初年だけでありまして、またずっと、年間年間経費がまたかかるわけでありまして。やはりかなりの、本当に狩猟が好きで、お金がある方でないとなかなか続かないのかなというのが実際の私の調べていった中での意見でありました。

今現在、やはり狩猟免許取るのもなかなか大変に厳しくなっているところの中には、やはり事故等もあるのかなと思われまして。昨今、新聞のコラムの掲載が今続いておりまして、その中でやはり猟友会の方々も町から委託を受けて行くわけではありますけれども、他県では狩猟に行ったとき熊から襲われたとか、追いかけてるときに熊から狙われたとか、そういう話も伺っておりました。そこで、当町においては、猟友会の方々が要請を受けて出動した際に、やはり現場でも事故がないとも限らないと思われまして。今まではなかったもので、とてもよかったとは思われますが、例えば熊が、手負いの熊とはかなり凶暴という話も伺っておりました。よく皆さんテレビで柿の木の上で座って、ゆっくり熊が餌を食べている状

況を見られることがあったと思います。一般私たちからすれば、ああいうとき、油断しているから、ああいうとき例えば撃ったらどうなのだというふうな形でよく思いますが、そこを少し私は聞いたときがあったと思います。やはりそういったことは素人の考えでありまして、やはり昔からの言い伝えで、猟師さんが、自分の目よりも上にいるときは絶対撃たないのだそうです。やはり当たっても、手負いの熊というのは飛びかかってくる、すばらしいスピードで反撃してくるという話があって。ですから、降りてくるまで待っているというお話も伺いました。そういったところも踏まえて、やはりかなり危険な作業ではないかなというふうに私も感じました。

そこで、やはり補償という問題に関しまして、他町でもいろいろと事故があったようではありますが、町では例えば依頼を出して、熊に少しけがをされたという方がいらっしゃった場合、そういった補償はどこにあるのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

町が定めております遊佐町鳥獣被害対策自治体設置規程第7条というところに、隊員が業務に従事している間の事故の補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に定めるところによるというふうに規定をしているところでございます。この規定に定める事項というのにつきましては、自治体の有害捕獲活動中の熊等による負傷等の事故についてということも想定されて、これは町が補償するものであるというふうに認識をしております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ご説明ありがとうございました。町としてはしっかりと補償の条例もあるということで、安心いたしました。そういったところも、やはり狩猟に出られました残された家族の方々も、多分とても心配なのではないかなと思ってこういったことをお聞きしたところではあります。事故のないような形での今後の取組をぜひ願うところではあります。

町長答弁の中に、新たな担い手確保の対策として、8年度から新規就農、有害鳥獣対策に取り組む地域おこし協力隊を採用し、狩猟免許を取得し、猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲活動に従事してもらう予定があるとのお話がありました。さらには、本日の新聞によりますと、県では中間支援組織という、熊対策に対して、鳥獣対策に対して、そんな組織も立ち上がったように思われます。この組織に関しましては、今初めて知った組織でありますので、そちらの協力隊と、今回のこの組織に関しまして、課長のほうでもし情報ありましたら、ご提示できる範囲でお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず初めに、地域おこし協力隊の関係であります。昨年の熊の出没を踏まえてというだけ、そういう理由だけではありませんが、農業の後継者、農業の担い手不足というところの課題も含めて、農業の後継者になっていただきたいというところと併せて有害鳥獣の対策に当たっていただきたいという趣旨で、昨年の秋に町のほうで検討、内部で検討しまして、2名の募集をかけたところでありました。4月からの着任ということの予定での募集でありましたけれども、現在2名から応募をいただいているところではあり

ます。これからご本人と面談をしたりとか、最終決定はまだ今月中にはなるかと思えますけれども、今のところ2名募集をいただいているということで、もし採用ということになれば、農業並びに有害鳥獣駆除に対する従事に当たっていただくというふうになっているところでもあります。

また、今議員おっしゃられました今日の新聞のほうにも出ておりましたが、県のほうで中間支援組織というものを設立といいますか、構築したいということで、昨年度から3回にわたって県と市町村の担当者等で会議、いわゆる協議が進められている状況であります。県の意向では、令和9年度からその組織を発足をさせて、いわゆる各地区、庄内であれば2名、各地区に2名ずつその人員を配置をして、市町村の取り組むべき内容とすみ分けをしながら当たっていくというような内容であります。また全市町村が参加するという意向を示しているものでもなく、本町でもその判断をまだしておりません。

といいますのは、やはり2名が庄内地区に配置されたというところで、果たして遊佐町のほうにすぐ来ていただきたりするののかということとか、当然中間支援組織というのをつくるに当たっては、人を新たに雇うというところで、人件費なり……一般社団法人を想定をされていますので、今日の報道にも載っておりますが、そういう組織をつくるに当たって費用が発生します。それを県と県内市町村で負担をするというふうになっております。その市町村の負担額が結構な金額ということもありますので、果たしてそれに参加すべきなのかどうかということも、ちょっとまだ私自身も判断をしかねている状態です。状況としては以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ご説明ありがとうございます。地域おこし協力隊に関しましては2名の募集があったということでありましたので、とてもよかったなと思っております。これは多分、昨年度、昨年議会のほうで政策提言の中にもこういった文言が盛り込まれておまして、その内容も注視しながらいち早く動いていただいたことかなと思われまますので、とても感謝したいと思っております。さらには、この2名の方々がもし採用になるのであれば、できればしっかりと町のほうのそういった基金のほうにもぜひお力をいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

そんなことで、県のほうでも少しずつ動いてはこられるのですけれども、やはりなかなか当町、これは各市町村ありますので、その中で2名というのは今聞いた中でのお話でありますので、熊がLINEであった出ますよとか、そういった連絡はくれないので、なかなかそういう対応が難しいのかな。ただ、知識としては、この中には防護柵の設置や、やぶの効果的な刈り払いなどという形での対策を指導するというふうにも載っておりますので、そういったところは新しい知識としては、ぜひご利用いただけるものであればいただいていたきたいと思っております。

採用に関し、担い手不足に関しましては今お話ししたとおりであります。やはりその中で、これ他町にお願いするわけにはいけませんので、やはり地元の猟友会の方々のご協力がぜひ必要なのかなと思っておりますので、少しずつ日当なども上がってきておりますが、これ源泉徴収されるわけなので、その辺のところもしっかりと出勤に見合った報酬が得られるような形でご検討もいただければありがたいなと思っております。やはり、私もそうですけれども、皆さん家族おられまして、その中で家族の一人が熊に襲われて亡くなったとか、ほとんど顔を狙っているようであります。自分や自分の家族が顔に損傷があったりとか、そういったことはやはり当町ではあってはならないことだと思われまます。また、これからの、例えば

企画のほうでも移住定住なども行う中ではあります。そういった中で、やはり安心、安全な遊佐町を進めていく中では、ぜひ必要な事業かなと思っておりますので、今後の皆さん方のご検討をぜひお願いしたいなと思います。

これに関しては終わりました、ガバメントハンターということで、町でも答弁をいただきました。ほかの自治体でもまだあまり取り入れているところはないということでありまして、県のほうでも、やはり調べてみましたところ、現在はやはり、育成について、人材活用の在り方についてもまた、他県における活動状況を調査しながら研究していくというコメントしか載ってありませんでしたが、やはり今お話しした状況を踏まえすと、一般の方々だけの力ではとても無理なのかなと思っております。今後も状況に応じて対応をお願いしたいと思います。

さらには、時間のほうも進んでまいりましたけれども、一番最後の不要果樹伐採ということで、昨年度はかなりの要望があったかなと思っております。やはりこの中に、200メートルでしたか、というふうな説明があったかなと思います。最寄りのうちから200メートルというのは、これは確認いたしますけれども、これ自分のうちでなくても、民家があったところから200メートルという認識でよろしいのでしょうか、確認いたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 制度上の細かいところまで確認をしっかりとされておりませんが、町の対応としましては、住宅、民家、建物があつたところというふうに判断をして、対応はさせていただいているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。

最寄りの家から200メートル以内ということで、ある程度の基準という形での範囲だと思われまふけれども、例えば区長さんとか、民生委員の方々とか、そういった方々、こういうご指摘があつて、伐採された事例はあつたのかどうか。そのうちの所有者の方々に確認をすることも必要かなと思いますが、そういったところでの事例はあつたのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 区長さんですとか民生委員さんを仲介しているとか、そこまでは私どもだけでは把握はしておりませんが、基本的には所有者の方からの申請ということで町の補助は受け付けておりますので、現在もまだ来ているものもございます。そういう認識、所有者の方が申請しているものだというふうに認識をしております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ありがとうございました。

中山間、知っているうちをちょっと回りますと、やはり高齢化が進んでおりまして、日中お母さんが1人でおられる方が多いようではあります。その中で、話をしてみますと、こういった制度を知らないという方々もおられました。さらには、向こうのほうに行きますと、ジョノクチって分かりますか、主要な

道路から自分のうちまで、結構長いところがあるのです。500メートルとか。そういった中に柿畑とか、いろいろな畑が並んでいて、奥に行くと家があるといううちも、中山間部に行きますとかなりあります。そんな中で、やはり高齢者の方々は年金をいただいて、その年金の中から支出するというのはなかなか厳しいというお声もいただいております。また、2人暮らしでお父さんはいるのだけれども、お父さんもやはり足腰が立たなくなって、切ったものを始末ができないというふうな形でもあります。屋敷に入りますと、結構大きな柿の木もあるところもありまして、やはりクレーン、ラフターとか、そういったものが入らないと処理できないところもあるのです。今ラフターも、多分四、五万円はかかるのかなと。1日使うと思っておりますが、そういった中で、今回この上限4万円という形での増額はありました。これはとてもありがたいと思っております。でも、やはり余力のない方々で、やはり庭にそういった果樹木があるという方々もおられると思われまます。また、最寄りの家から200メートルということは、山間部のほうに少し畑もあったりとか、いろいろな形での管理をされている方々もいらっしゃいますので、そういったところもぜひ配慮をしていただいて、区長さんあたりにもお願いいたしまして、柿の木のあるうちの方々にはぜひこういった支援もあるのだと……終わりましたかね、地区の総会も今あるのかなと思っておりますので、そういった情報もぜひ流していただいて、せっかくの補助金でありますので、活用いただければ、本当にありがたいと思っております。そこだけ残っていると、どうしてもそこに集まってくるのです。やはりこの中にもいらっしゃいますけれども、イノシシが庭先まで来ているという方もいらっしゃいます。そんなこともありますので、やはり人的被害が出ないうちに、少し対策も早めに進めていただくこともお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っておりますが、町長、今この熊対策、いろいろな形でいろいろなこれからの対策が必要かと思われまますが、ぜひ。町長の答弁の中で、補助もあるけれども、今のところは、今のところというお言葉がありました。これから先を踏まえて、ぜひご検討いただけるのかなと思っておりますので、最後に答弁をいただければありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 那須議員のご質問に対して答弁させていただきます。

熊被害、イノシシ被害、本当に切実でございます。町民の皆様の命と安全を守るために、今那須議員が調べてくださったり、また町民の皆様の声を届けてくださること、そして町としてはその中で何ができるのか、またどうしても誰か余分の方を雇用するとなると、通年ではできない、ではどのような方法があるかとか、答弁でも、壇上でも答えさせていただきましたが、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。これからもよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 町長、答弁ありがとうございました。町民の命を守るということは、私たちの1番目の使命であります。さらには、先ほども申しましたけれども、猟友会は駆除する団体ではないということも、しっかりと我々も認識をしなければならない。敬意を持って猟友会の皆様方に、また今後の対策をお願いしたいと思っております。さらには、地元に住まれる若い方々にぜひ興味を持っていただいて、自分たちの土地は自分たちで守るのだということも踏まえ、イノシシ対策もそうではありますけれども、それに後押しするような町の在り方であってほしいと思ひまして、私の一般質問を終わりたいと思ひまます。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて7番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 第585回、3月定例会の一般質問に当たりまして、私からは、通告に従いまして2つのテーマで質問をいたします。

1つ目といたしまして、町民への情報公開、町としての姿勢についてお聞きいたします。さきの12月定例会におきまして、私の一般質問の持ち時間、最後のほうの約10分弱程度ではございましたが、情報公開への考え方についてお聞きをいたしました。簡潔に申し上げまして、議案書、予算書、決算書のホームページでの幅広い情報公開についてです。一部個人情報記載部分の公開につきましては、配慮する必要性は理解はしております。ただ、現状全く公開していないことへの質問を行いました。執行部答弁といたしましては、町民から多くの要望があれば議案書のホームページでの公開も検討するが、現段階では閲覧で対応できており、入札への影響の懸念から公開は控えたいというものでございました。遊佐町議会基本条例第11条では、「議会は、町政に係る情報を、議会独自の視点から町民に提供するように努めるものとする。」、このように定められており、議会において確定した議案につきましては、遊佐町議会ホームページにて公開しておったところではございました。昨年10月28日、執行部の要請により、公開しておりました議案書、予算書、決算書を一時的に削除することとし、現在に至っております。町民に対しての積極的な情報公開からは大きく後退した状況と捉えております。私の12月定例会一般質問の答弁では、閲覧のほか、窓口においては予算書、事項別明細書は1,000円、決算書、事項別明細書も1,000円、行政報告書は500円と、実費精算による販売をしているとございました。予算書、決算書の販売においては、誰に提供したか、もちろん把握されていると思われまますので、これまでの提供の実績をお聞きいたします。その上で、実質的にホームページでの公開が入札に影響を与えるものであるかを質問してまいります。なお、ホームページへの公開は、町が積極的に行わないとの解釈にとどまるものなのか、議会として情報公開することも制限するということであるのかも併せてお聞きいたします。

さきの1月14日に行われました議員全員協議会におきましては、全会一致で、議会としては原則として公開するべきとの結論に至っております。入札に影響を与えるとしながらも、実はコピーは誰にでも手に入れることができる。いわゆるホームページに公開しなくとも、窓口で購入することで、誰でも情報の入手が可能になっていることを踏まえて、入札に与える影響、これらの整合性についてもお聞きをいたします。

2つ目といたしまして、これからの観光事業を踏まえた伝統芸能の存続についてお聞きいたします。昨年、アメリカの有力旅行メディア、ナショナルジオグラフィックが、2026年に行くべき世界の旅行先25選に山形を選出いたしました。日本からは唯一の選出となります。また、来年度、令和9年当初には新道の駅の開業予定を控えており、遊佐町を観光で訪れる国内外の方々の来町が見込まれます。さきの新道の駅に関する一般質問で申し上げましたが、道の駅に観光客が集うだけでは、町としての活性化、メリットも限定的となってしまいます。当初町が掲げたコンセプトのとおり、新道の駅を中心に、町の中に人の流れを誘引していく仕組みをつくるのが必須であると考えております。

遊佐町といいますと、自然、ジオパークがイメージされますが、町内には数多くの無形民俗文化財、いわゆる伝統芸能も存在します。町のホームページでは、国指定重要無形民俗文化財、遊佐の小正月行事ア

マハゲ、同じく国指定重要無形民俗文化財、杉沢比山、県指定、吹浦田楽、同じく県指定、蕨岡延年、町指定、横町神代神楽、町指定、内ノ目おかめ神楽、残念ながら内ノ目おかめ神楽につきましては現在活動休止中ということになっておりますが、有数の伝統芸能の紹介がございます。中でも、杉沢比山におきましては、今後、国が日本全国の神楽と共にユネスコ無形文化遺産登録に向けまして提案されるということが昨年11月に決定しております。これらは遊佐町の宝であり、町の活性化、観光資源としてはとても魅力的なものであると感じております。しかしながら、全てではございませんが、各団体の代表の方と意見交換をいたしましたところ、伝統芸能である無形民俗文化財を維持、継承していくに当たっての課題を抱えている団体も多くございます。一例としまして、維持していくための資金の面、それから担い手不足による継続に大変ご苦労をなされている一面も見えてきております。中には、現在継承する担い手がないために、一時的に演じることのできない演目があるなど、課題も見えてきております。保存会、継承団体の皆様のご努力により、現在まで継承してこられたことに敬意を表します。国指定やユネスコ無形文化遺産登録を目指すことももちろん大切であり、これからの遊佐町の活性化に大きく寄与するものであることは理解いたしますが、この町の宝である伝統芸能の担い手を増やし、絶やすことなく後世に伝えていくために町ができること、町の支援の在り方をお聞きいたします。

以上、私の壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、4番、今野博義議員のご質問に答弁させていただきます。

1つ目の質問であります町民への情報公開についてですが、現在、予算書、決算書、事項別明細書、議案書等の書類については、議会の会期が終了した後で、総務課においてこれらの書類を閲覧できるようにすることで公開しております。これらの書類の閲覧については、議案書を総務係で行い、予算書、決算書、事項別明細書等を財政係で行っておりますが、議案書については、ここ何年も、議会の会期が終了した後で閲覧にいらっしゃった方は全くいない状況でありますし、予算書、決算書、事項別明細書等についても、業者やマスコミ関係者が何人か来られるくらいで、一般町民の方はほとんどおりません。また、予算書、決算書の実費による提供も、一部の議員の方以外はほとんどいらっしゃらない状況であります。当町といたしましては、これらの書類などの詳し過ぎる資料を町のホームページに掲載することによる、入札なども含めた様々なところへの影響を懸念しているところがありまして、これまで町のホームページには掲載してきませんでした。

例えば議案書の人事案件などは、個人名と住所が掲載されている場合がございます。また、事項別明細書の説明欄や備考欄については、議会との話合いの結果、昨年から全ての事業の品目、工事名、金額等を掲載するようになりました。それだけに、懸念すべきことが増えている状況でございます。議会のホームページから削除していただいたのは、そのようなことを懸念したからでございます。これは、議会としてのこれらの書類の公開を制限したというよりも、ホームページへの掲載を控えていただいたものと考えております。議案書等のホームページへの掲載の要望が非常に少ない状況でありますので、昨年の12月定例会の一般質問のときも申し上げさせていただきましたが、今後要望が多くなるような状況があれば、その時点で改めて検討する必要はあると考えております。

次に、これからの観光を踏まえた伝統芸能の存続についてお答えいたします。昨年10月に世界的な有力

旅行メディア、ナショナルジオグラフィックで、2026年に行くべき世界の旅行先25選として、山形県が日本で唯一選出され、世界から注目されることになりました。また、来年度は、JR東日本が地域と連携し交流人口の増加を目指す取組である重点共創エリアの対象地域に庄内エリアが指定され、山形庄内夏の観光キャンペーンが展開されるほか、外航クルーズ船も過去最多の20隻の酒田港寄港が予定されております。このような庄内地域を取り巻く状況を追い風に、当町でも観光消費の拡大と国内外の交流を推進したいと考えております。これまでも実施してきた団体向けインバウンド旅行支援や、個人向け観光で訪れるお客様の二次交通対策支援など、支援事業の宣伝を継続していくことはもちろんですが、現在、ウイスキー蒸留所と湧水の町遊佐の魅力発信のため、3月末に専門誌メディア等を対象としたモニターツアーを予定するなど、ウイスキー蒸留場を拠点とした周遊ツアーの造成を進めているところです。遊佐鳥海観光協会をはじめ、関係団体と連携し、受入れ体制を整備するなど、誘客促進に向けた取組強化が必要であると考えております。

さて、議員ご指摘のとおり、町の民俗芸能は本町独自の歴史文化を構成する重要な要素ですが、近年の急速な人口減少に伴い、その継承が困難となっている状況は、まさに喫緊の課題であります。これまで担い手不足への対策につきましては、町内保存団体で構成される遊佐町民俗芸能保存協議会において、個別の課題を共有し、継続的に協議を重ねてまいりました。その中では、多様な世代の方や移住者が積極的に参加している団体の好事例などが紹介されており、こうした手法を共有しながら、各団体の課題解決に向けた検討を行っております。また、担い手の発掘には幅広い世代の関心が不可欠であることから、これまで遊佐町民俗芸能公演会などを通じ、広く町民の皆様が鑑賞できる機会を設けてまいりました。これに加え、遊佐小学校では、総合的な学習の時間を活用し、児童が民俗芸能に親しむ機会を継続的に設けていただいております。これらの取組は、郷土への愛着を深め、将来的な担い手の育成につながるものと期待しております。

このほか、今後の新たな支援の選択肢として、担い手確保に苦慮する民俗芸能団体と域外からの参加希望者とのマッチングを図る山形県民俗芸能担い手確保応援事業の将来的な活用について、各団体の意向に応じて検討してまいります。その一方で、伝統芸能の継承には、地域や団体ごとに受け継がれてきた伝統的な要件やしきたりが存在することも事実です。そのため、町が主導して一律に人を募集するのではなく、地域や保存団体の皆様と丁寧に話し合いを重ね、それぞれの実情や伝統に即した支援の在り方を検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございました。1つ目のテーマ、情報公開に対する町の姿勢のほうから質問を進めてまいります。

昨年10月28日の全員協議会におきまして、執行部からの要請により、これまで議会のホームページに掲載しておりました議案書、予算書、決算書の公開を停止した旨の報告があり、その後、第583回12月定例会の私の一般質問において、ホームページでの公開を停止した経緯をお聞きしました。議会の検討状況、これを少し説明させていただきますと、今年1月14日開催しました議員全員協議会におきまして、執行部の要請により公開停止している現状を放置するのではなく、遊佐町議会として一定の考え方、結論を出すべ

きではないかとして、それぞれの議員の皆さんの考え方を聞きながら検討いたしました。一部個人情報など、住所、例えば名前につきましては後ほど説明しますが、一部住所などの個人情報に配慮しながらも、原則は議案書、予算書、決算書については公開するべきというのが全会一致の結論でございます。その後、2月12日開催の議員全員協議会におきまして、執行部との意見交換と申しましょうか、行いましたが、執行部の答弁としましては、町民からの要望が多ければ公開を検討するが、現在要望がないこと、入札に影響を及ぼす懸念があるとして、以前から一貫して前向きな回答はいただけていない状況です。

ここで、まず町長にお聞きいたします。昨年の12月定例会以降、私の一般質問をさせていただいた以降ということになりますが、町として情報公開に向けての検討、再考は、会議として行っていただいたのでしょうか。もしくは、これまでの方針と変わらないということで、町民からの要望がないということを理由に検討も再考も行っていないのでしょうか。まず、町長にお聞きします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

町としては検討を重ねてまいりました。そして、ホームページ閲覧に関して、例えば人数が少ないからとか、今あまりいないから、そういう答え方ではなく、どうやってこれから議員の皆様たちの要望に応えていけるか、そこのところを今検討中でございます。この話題は、とてもデリケートな話題でございます。そして、私の一つの発言でかなり大きな波紋を呼んだりすることもございますので、まずは町としては丁寧に対応していきたいと思っております。

議員の皆様たちのご指摘やご意見、よく分かります。私も12年前に議会に入ったときに、いろんな課題を遊佐町の中で見つけてまいりましたが、まずは今回のこの問題については、例えばほかの北庄内、または庄内地区、または県内、または全国で、どのくらいの同じ規模の自治体が公開しているかとか、そういうところも全部調べながらやっていかなくてはいけないかなと思っております。例えば規模が大きい自治体では、割とすぐにホームページのところまで着手できる場所があったり、また私が調べたところによりますと、なかなかそこまで行き着く、ホームページにもいろいろありますので、すぐにその議会の数字のところにとどり着くところがあったりなかったりと、千差万別でございます。この課題については丁寧に対応していきたいと思っております。私の答弁でした。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。

先ほどの壇上の答弁をいただいたときには、公開しない理由として、壇上の答弁です。議案書については、議会会期の終了後の閲覧に来られた方がいらっしやらないということが1つ目の理由。2つ目の理由として、予算書、決算書、事項別明細書等についても、業者やマスコミ関係者が来られるだけで、町民の方はほとんどいない。3つ目の理由としまして、詳細な情報を掲載することによる入札への影響を述べていらっしやいます。時間の関係がありますので、なるべく早く町長に答弁いただきたいのですが、町長のお考えになる入札に与える影響、これはどういったものなのか、端的にお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 今野議員の質問にお答えさせていただきます。

入札に与える影響につきましては、どうしても様々な方たちがいろんな情報をいろんな形で入手しよう

となさっているのですが、ホームページに関してもそうですが、必ずそのホームページから何か割り出されるということではないのかもしれませんが、私としては、今、遊佐町でやってきたことを変えるという段階において、今までどうしてそこをやってこなかったところを主に重点的に考えております。今野議員からは時間がないとおっしゃられたので、私としても何とか時間内に答えようとしているのですが、今野議員の頭の中のスケジュールと私の頭の中のスケジュールは差異がございますので、少しご理解いただければと思います。

それともう一つ、今野議員のご質問は、まさしくこれからの遊佐町にはとても重要なことだと思っております。ただ、遊佐町のこの人口規模、または様々な町民の方のお声を一人一人拾っていくというところに対しては、どうしてもいろんな方のご意見をお伺いしながら、また今までのやってこなかった理由も考えながら、例えば首長だから松永町長が全部決めるとかいう方針ではなく、様々なご意見を取り入れながらやっていきたいと思っております。そして、この前の議会で答弁させてもらったことの続きとして、今回またこのようにしっかりと議論させていただくということは本当にありがたいと思っております。

続きまして、私が思いますことといたしましては、今野議員の着眼点としての向き方と執行部が私たちが考えるところで、少しだけ議論が深まっていないなというところがあるので、その点のところは、この議会を、この大事な議会を軸に、さらにまたお互いが議論し合って、何とか遊佐町にとっていい方向に向いていくようになればいいなと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。

続きまして、総務課にお聞きをいたします。まず、現状の確認になります。予算書、決算書、行政報告書は、閲覧と販売の両方、議案書については閲覧のみとの理解でよろしいでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、実費分を負担していただいて販売しているものとして予算書、決算書、行政報告書がございまして、予算書、決算書については1部1,000円、あと行政報告書については1部500円ということで、実費分をいただいております。あと、議案書等については販売は、販売といいますか、実費分を負担していただいている購入といいますか、そういったことはしてはもらっておりません。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。

閲覧、これ全ての予算書、決算書、行政報告書、それから議案書ということになるのですけれども、閲覧については、議会の会期中は議場前、議会の会期が終わった後は総務課で閲覧できるという理解でよろしいですか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 議案書等の閲覧については、議会中は傍聴者の入り口のところに置かせていただいていたりはするのですけれども、あと議会が終わった後については総務課総務係のほうで閲覧するこ

とができます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。答弁の中でも触れられていましたけれども、個人情報について少し確認をさせていただきます。

人事案件の議案書に記載される個人の住所等、これらについては配慮すべきというお話もあるわけなのですが、これ閲覧の際にも、個人の住所を確認できないような配慮か何かなされているという理解になりますか。例えば人事案件、恐らく名前、住所ですとか、役職に就かれる方の氏名、住所ということになるのだと思うのですが、これはある程度名前等も公開されることが前提での議案書ではないのかなというふうに思うのですが、閲覧される議案書の中でもそれらについては何か配慮がなされているという理解でしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

閲覧については、これまで住所等、名前等が入っていても、そこは別に消すわけでもなくて、閲覧することは可能ということで公開しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。事実確認ということでお聞きをさせていただきました。

次に、事前に通告しておきましたが、予算書、決算書、行政報告書の販売実績、いわゆる実費による譲渡の実績についてお聞きします。町長答弁にもございましたけれども、町民の方、業者の方、マスコミ関係者など、令和6年度の実績でも令和7年度のこれまでの実績でも構いませんが、それぞれの累積譲渡し数というのでしょうか、譲渡し先の種別ごとに件数を教えてください。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

こちらのほうで調べましたのは、過去3年間といいますか、令和7年度分含めて、令和7年度、令和6年度、令和5年度ということで調べさせていただきました。それで、令和7年度、今年度まだ終わっていないわけなのですが、令和7年度分につきましては21件ということで販売しております。その内訳といたしましては、議員の方が全て、21件ということでありまして、予算書については8件、決算書については7件、あと行政報告書については6件ということで、トータルして21件ということであります。令和6年度については、これは17件ということでありまして、議員の方については16件、あと一般町民の方、このとき1件ございました。令和6年度の予算書については9件、決算書については7件ということで、あと町民の方は決算書ということであります。17件。あと、令和5年度については13件ということで、これについては全員議員の方、13件ということで、予算書については7件、決算書については6件ということでございます。

すみません、ちょっと先ほど町民の方1件、決算書と申し上げたのですが、これ予算書でした。予算書1件ということでございました。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 少々分かりづらいのですが、答弁の中にありました業者とマスコミ関係者に対してという説明が全く今出てこなかったのですが、ここに対しての譲渡は全くなかったのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 予算書、決算書の譲渡はないといいますが、マスコミ等に必要な方については渡す場合があるのですけれども、主にマスコミ、業者の方は閲覧しに来られるということでございまして、ちなみにその閲覧の件数を申し上げますけれども、予算書、決算書、事項別明細書の閲覧の件数なのですけれども、令和7年度が8件ということで、業者が3件、マスコミが5件ということでありまして。令和6年度が19件ということで、業者が13件、マスコミが6件ということでありまして。令和5年度が20件ということで、業者が14件、マスコミが6件ということでございます。主に閲覧に来られるということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、7年度、6年度、5年度、7年度は全部終わっているわけではないのですけれども、それぞれ8件、19件、20件と閲覧があるということでお聞きをしましたので、こちらに対して有償での販売はないという理解でよろしいのですよね。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、主に閲覧ということで、有償での販売ということではございません。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

念のために確認なのですが、閲覧というのは、見て、書くということになるので、例えばその場でスマートフォン等での写真撮影が行われているということもないという理解でよろしいのですよね。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 閲覧については、主にメモというか書き写すのは認めているのですけれども、写真での撮影はお断りしている状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

そうしますと、閲覧に関しましては事項別明細書も含めました、いわゆる詳細に記載されている予算書、決算書、これらのものがそのまま閲覧されているという理解でよろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 議員お見込みのとおり、閲覧しているという状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。

そうしますと、入札に影響を与えているのではないかということで、それを懸念されているというようなお話でございましたが、実質的には業者の方、いわゆる我々が確認させていただいている詳細に載っている予算書、決算書につきましては、少なくとも閲覧はできる状態ということですよ。確認できているという状況ですよ。そうしますと、それぞれ業者の方、7年度は3件、6年度は13件、5年度14件、これらの業者の方は、いわゆる入札を前提に閲覧に来られていることもあるのではないかなというふうに私自身は理解をするのですが、この閲覧ができて、一般的にホームページでの公開が全く同じものです。同じものなのに、閲覧はできて、ホームページの公開は入札に影響を与えるという、この理由につきましては、私はどのように解釈をすればよろしいのでしょうか。これについての整合性をお聞きします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

閲覧ということについては、閲覧のルールに基づいて行っているものでありまして、それで公開しているというものでございます。先ほど申し上げましたけれども、書き写すこともできるわけですし、そういったことで公開しているということで認識しております。ただ、ここでやっぱり違いがあるのは、公開はしているのですけれども、公開はしているので公開については特に問題がないわけだと考えておりますけれども、では何が問題かという、ホームページに詳し過ぎる資料を載せることがやっぱり問題だとか、こちらのほうで懸念しているものでございまして、まずそこを何とか避けたいとか、ホームページに公開するのを何とか取りやめて、閲覧のみで行いたいというふうに考えていることでございます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 確認なのですが、ホームページに公開することが駄目だということなのですか。一般的に情報公開、これ町民が知るべき情報ですよ。町民が知るべき情報だと思います。閲覧はいいのだけれども、同じものをホームページに載せるのが避けたいという、その理由が分からないのですが、そこについて詳細をお願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

やっぱり昨今いろんな、ホームページに限らず、メールなんかも全てそうなのですけれども、いろんな形で犯罪、犯罪といいますか、いろんなことが起きて、隣の市でも、ある団体が3,000万円だったか、何か振り込んでしまったと。昨日も、今朝申し上げたのですけれども、松永町長をかたる迷惑メールが発生したと。昨日発生したので申し上げさせていただいたのですけれども、世の中にはいろんなよからぬことを考えていらっしゃる方がいるのだなど。それも身近になってきていると。例えばよからぬことを考えている方々がいるのだとするならば、閲覧はわざわざ役場に行かなければいけないし、職員とも対面しなければいけない。加えて、名前も控えられてしまうということで、それらが障害となって、ある意味、よからぬことをされてしまうことの抑止につながっていると考えております。

これが、ホームページに掲載ということになると、やはり話が変わってきます。ホームページというのは、インターネット環境さえ整っていれば、世界中どこからでも御覧いただけるような、そんな状況となっておりますし、仮にもし何かよからぬことを考えている人たちがいるのだとするならば、世界中どこ

からでもホームページから簡単に情報が得られるし、よからぬことを簡単にされてしまう、そんな可能性がございます。現在、特殊詐欺とか闇バイトなど、国際的な犯罪となり、日常的に発生している状況の中で、詳しく過ぎる資料がホームページに掲載されることで、簡単に犯罪に利用されるおそれを危惧しているところがございます。何でもかんでもホームページに載せればいいという、そういう時代ではなくなっていると、こちらのほうでは考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 今の答弁の一番最後のところなのですが、何でもかんでもってお話しされているのですけれども、本来町が町民に対して情報公開しなければいけない、努めなければいけない、こういった議案書につきましては先ほども、個人情報ということで住所の話はしました。ただ、例えば予算書、入札を懸念するというお話ではございますが、決算書、これらのものも、全て総務課がおっしゃる何でもかんでもの中にはこういった情報も入るという理解をしてよろしいのですか、私は。その点お聞きします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 先ほどの何でもかんでもという言い方がちょっと問題あるのであれば、訂正させていただきます。

まず、基本的には公開はしているのです、閲覧という形で。そこは問題ないはずですが、議案書もそうですし、予算書も、決算書も、あくまでも議会用として作成しているものでございます。ホームページに掲載するために作成しているものではございません。その辺をご理解いただきたいと思います。何回も申し上げますけれども、要望が多くなった段階で、掲載も含めて、その辺は検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 作られている議案書、決算書、予算書は議会用という表現でしたけれども、このままお話ししていてもちょっと平行線のようなので、少し角度を変えてお話をさせていただきます。

まず、議会としての対応に対して、こちらの考え方をお聞きします。これまでの質問の中から、町民に対しまして積極的なホームページでの情報公開に前向きでないということは非常によく理解できました。しかし、議会としましては、現在議案書等の公開を停止しているわけです。これは、先ほども申し上げましたとおり、原則的には公開するべきということで一致をしております。答弁書の中では、議会ホームページからの削除を依頼したのは、公開を制限したのではなく、公開を控えていただいたということでの表現になっていますが、申し訳ございません、私、制限したのではなく控えていただいたという、この違いがよく分からないのですが、そこについて分かりやすいように、具体的にご答弁いただけますか。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） 私からも答弁させていただきたいと思っております。

議案書、特に予算あるいは決算に関する内容につきましては、議会基本条例第8条に基づいて、予算及び決算に係る説明資料の作成ということで、丁寧に作成をしているというふうな認識でございます。これにつきましては、かつては確かにその項目としては、委託料ですとか、工事請負費ですとか、本当にもう

ざっくり書いている、そんなかつてはありましたけれども、今は相当詳しく書いていると。これは、この基本条例に基づいて、説明資料、説明の時間も削減しながら議論の時間を大きくすると、そういうふうなことで作成をしているというふうなことでございます。それらを全て、やはりホームページ上に掲載するために作っているわけではないというふうに我々は認識をしているところでございます。

それから、議員の発言にあります原則公開で全員一致ということで議会の皆さんの意思があるということでございますけれども、私たちとしても原則公開、このことは認識をしている、公開の方法が閲覧にしているというふうなことでありますので、町としても公開はしていると、そういうふうな認識でいるところをご理解をいただきたいと思えます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

制限なのか控えていただいたのかということところがちょっと今のお話ではよく分からなかったのですが、改めてお聞きします。議会ホームページへの再度の掲載、これ今停止しているわけですが、例えば議会ホームページへの再度の掲載につきましては、遊佐町議会基本条例第11条に基づく議会の情報公開として、裁量権は議会にあると理解してよろしいのですか。それとも、そこは制限するということなのでしょうか、お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、ホームページから取り下げさせていただいたのは、本当、ホームページに掲載しないでくださいというお願いです、はっきり言って。議会の公開を制限するとか、そんな意味合いは全くございませんし、まずこちらとしてはホームページに掲載しないでくださいとお願いをするしかないのかなど。結局、掲載した段階でも、問合せ等はこちらの町のほうに来るわけですし、そこでまたいろんな形で弊害等、懸念される部分があるわけですし、そういったことも含めて、あくまでもお願いということでご理解いただきたいと思えます。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君）

—————検討してまいりますので、必ず。そこはお約束します。検討してまいります。

議長（高橋冠治君） 松永町長、議事進行は私の仕事なので。

町長（松永裕美君） 大変申し訳ございません。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 町長、ありがとうございます。ただ、私には1時間の持ち時間を与えていただいておりますので、進め方といいますか、私が聞きたいこと、今ここまでお話をしまして、なかなか時間がないようですので、次の民俗芸能につきましては改めて次回ということも検討させていただきたいというふうに考えております。

これまでの質問の中から、町としましては町民に対して積極的にホームページでの情報公開、これにつきましては前向きでないということは十分理解ができました。ただ、私個人的な考えですけれども、町はこういった情報、例えば先ほど副町長からの答弁の中でも、詳しい情報が載っているというふうなお話も

ございました。これは、こういった質疑、審議をする中で、議会側と執行部とのお話合いの中で、確かに詳しく記載していただくことによりまして、私たちの審議時間も短くなるということで、これまで成り立ってきたということも十分理解はしております。ただ、これまでの経緯を踏まえますと、その詳しく記載することになった経緯、本来は課長方が手持ちで持っていらっしゃる、詳細に説明いただいている資料がございます。こういったものが、たった一度だけ、我々議会の常任委員会での審議の中でご提示いただいたことございました。それを出さない代わりに事項別明細書に全て載せますよということでお話しいただいたのは、総務課のほうからのご提案だというふうに理解をしております。これは恐らくそういった経緯だったというふうに、私の勘違いでなければ、このようなことだったと思うのですが、総務課長いかがでしょうか、お聞きします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 議員おっしゃるとおり、そのように詳し過ぎる資料を提示することによる弊害と申しますか、そういったものは実は議会にはありまして、あまり詳し過ぎる資料を提示し過ぎると、議会において質疑、答弁が繰り返されなくなってしまう可能性が十分考えられます。あまりにも詳し過ぎる資料を出すと、答弁がその資料に書いてあるとおりで済みたいな、そんな答弁になってしまう可能性もありますし、逆にあまり詳し過ぎる資料を出すと、聞かれることを全部資料に盛り込めば、答弁なんか要らなくなるような、そんな状況も考えられるわけです。やっぱり議会において大切なのは、質疑、答弁、質疑、答弁を繰り返して、それを傍聴した人、もしくは後日ホームページから会議録を見た人、あと議会映像を見た人が、遊佐町のことを分かってくれたりすることが一番重要なわけです。その関係で、詳し過ぎる資料を出すことを控えさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ちょっと答弁よく分からなかったのですが、今いただいている私たちが見ている事項別明細書も、ほぼ網羅されて詳しい資料を頂いているのです。そうすると、その詳し過ぎるものがあるということは答弁要らないということで今答弁の中では理解したのですが、私が今回お聞きしたかったのは、町民に対しての情報公開という意味なのです。議会の中でのやり取りということではなかったのですが、詳しい資料が出過ぎているからホームページで載せるのは遠慮したい、そのような話をお聞きしたからこそ内容を確認させていただいたわけです。考え方を変えれば、そこまで詳しいことが影響があるというのだとすれば、例えば事項別明細書にしてもそうです。情報公開の仕方にしてもそうなのですが、その詳し過ぎる部分だけをカットして公開するという方法もないわけではないということはお理解いただけますよね。そこについて検討いただいたのか、全くホームページに載せないことが前提になって、議論が先に進んでいないと、そういうところが問題なのではないですかという話をさせていただいたところでした。

あと、もう残りも5分ぐらいしかありませんので、結果的にですけれども、予算書については入札に影響がある、それは一部理解できなくはないということもございます。ただ、町民に情報を届けるというような姿勢は、町はもう少ししっかりと考えていただきたいと思います。議案書であつたり予算書、決算書、特に決算書につきましては町の1年間の総決算の資料です。これは、入札に影響を与えるものではないと

私は理解をしております。そうすると、町が1年間でどのようなお金の使い方をしてきたのか、町長が1年間どのようなかじ取りを行ってきたのか、これは町長にとっても町の皆さんに知っていただく絶好の機会だと思うのです。そこを最初から載せないことが前提というお話ではなくて、やはり町はもう少し知っていただく努力をしていただきたい。3月定例会、まだ4日目なのですけれども、これまでの質疑とか質問の中で、町の財政に関連する議員の質疑が非常に多かったように感じています。遊佐町は今こういうところに力を入れていますよ、こういうことをやっているのだよ、町長の考えとしても町民の皆さんに公開して知っていただく、これはデメリットだけではなくて、公開の方法を考えれば、非常に情報公開に向けて一歩進んだことになるのだと思います。先ほどの議会としての考え方、原則は情報公開すべき、この点につきましては、議長を中心に、再度議会のほうで検討を行っていただきたいというふうに私自身は考えておりますが、議会には議会の責任があります。その点については執行部のほうからもご了承いただきたいというふうに考えております。

今回一般質問の2つ目、大分いろいろな民俗芸能の団体の代表者の方にもお話をお聞きしました。いろいろと聞きたいこともたくさんございました。役場の担当の方にもいろいろと調べていただきましたりご尽力いただきましたが、残り3分となりましたので、私の2つ目の質問につきましては次回ということで、改めて質問の機会をいただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終了します。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 4番、今野議員の答弁の中で議事進行を妨げる発言がありましたので、発言の撤回をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） ただいま町長から発言の撤回の申出がありましたので、会議録から削除を行いたいと思います。

5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） それでは、本日3番目の一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

遊佐町は、鳥海山の自然条件の下で、長い年月をかけて涵養されてきた地下水と各所に湧き出す湧水に支えられて発展してきた町です。ここで育まれる水循環は、単なる自然現象ではなく、町民の生活、農業、産業、さらには信仰や文化、景観の形成にまで深く関わる、町の根幹をなす基盤であると認識します。臂曲の岩石採取問題が長年続いても風化しないのは、町の将来に負の遺産を渡してはいけないという町民の

熱い思いが粘り強い運動につながっていることにほかなりません。昨年3月、再び事前協議書が提出されて以来、業者説明会や町の説明会を開催する中で、町民からは不安や疑問の声が寄せられました。必ずしも当局の説明が十分に町民の理解を得られていないのではないかと感じます。水循環と湧水は、現在の町民だけのものではなく、将来世代から預かっている共有の財産であるからこそ、町としての基本的な考え方を、町民の方々に分かりやすい説明を行い、理解いただくことこそが、かけがえのない町の財産を官民一体となって守ることにつながると思います。水は命であり、失ってからでは取り戻せないものであるという共通課題を踏まえ、改めてどのように行政判断していくのかをお聞きいたします。

また、近年、地震や豪雨、豪雪などの自然災害が全国各地で頻発し、また1つの災害にとどまらず、複数の災害が重なる複合災害が現実のものとなっています。こうした中、国立保健医療科学院が本年1月に開催した公開シンポジウムでは、災害時における健康被害の多くが、発災直後ではなく、その後の避難生活や生活環境の悪化によって生じる、いわゆる二次健康被害や災害関連死であることが改めて指摘されました。令和8年度県議会の予算案では、まさにこのような災害に対応して、防災学習、避難生活支援、防災協力加速化事業を実施する方針です。一方で、令和8年度の当町の施政方針では、災害時の移動弱者対応や福祉避難所運営などのソフト面での対策が弱い印象を受けます。町の具体的な関与が不足しており、令和6年の豪雨災害の教訓があまり反映されていないと感じます。いつ自分が当事者になるかわからない状況下で、災害時の中長期にわたる避難生活における公衆衛生上の課題について何をすればいいか、所管が町の防災士会の会員に宛てた今回のシンポジウムに参加して、私が重要視する災害と公衆衛生についての課題について、町がどのように展開していくお考えをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問ですので、よろしくお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、5番、渋谷議員のご質問に答弁させていただきます。

1点目の規制対象事業の判断基準について答弁いたします。水循環保全審議会は、町長の諮問または要請に応じ、規制対象事業の認定等に関する事項を調査審議する機関であり、協議対象事業の事前協議があった場合は審議会で調査審議し、意見書を提出いただいています。令和7年3月に提出された事前協議に対する審議会からの意見書では、水源涵養機能への影響に加え、防災上の懸念なども指摘されています。その後、令和7年9月に事業者から提出された事前協議についても審議会から意見をいただき、いずれの事前協議についても、水源涵養量の減少を伴わないことが明らかであると評価できなかったことから、町は条例第16条第1号に規定する規制対象事業に該当するものと判断したものです。

次に、2点目の掘削制限と予防原則について答弁いたします。条例施行規則に規定している2メートルは、条例制定当時、自然公園区域内での採石許可基準が2メートルであったため準用したものであり、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある規制対象事業の一つの基準として位置づけています。さきの訴訟では、予防原則に基づく条例による規制は合理的であるとの判決でありました。今後も条例による予防原則を基本的な考え方としていきますが、予防原則により全ての採石事業を規制できるものではなく、個々の事案に対する判断となるものと考えています。引き続き論文調査、現場調査などの科学的知見の充実に努めながら、実態のある予防原則としていきます。また、条例に基づいた事前協議の手続を省略することなく、一つ一つの事案に丁寧に対応していきます。

最後に、3点目の跡地処理と緑化計画について答弁いたします。今後、過去の採石をしていた箇所については、採石法の手続に基づいて緑化を目的とする認可申請を事業者が県へ提出し、緑化と跡地処理を進めていくこととなります。緑化等のための採石計画の許認可や実行に関する監督、指導は、法律にのっとり山形県が行います。緑化と跡地処理が始まると、事業場への大型車両の出入り等が想定されるため、町としては確実な完了まで、山形県との連携を密にし、事業場周辺集落や町民への情報提供などを行っていきたいと考えています。

次に、2つ目の質問であります災害時における公衆衛生体制についてお答えいたします。近年、地震や豪雨、豪雪などの自然災害が全国各地で頻発し、さらに複数の災害が同時期に発生する複合災害も現実のものとなっております。とりわけ、2024年に発生した能登半島地震においては、長期化する避難生活の中で、体調悪化や持病の重症化など、いわゆる災害関連死や二次健康被害が大きな課題となりました。また、ご指摘のとおり、国立保健医療科学院の公開シンポジウムにおいても、災害直後より、むしろ避難生活の長期化や生活環境の悪化に伴う健康被害が深刻であることが改めて示されたところであります。こうした認識の下、当町における取組についてお答えいたします。

最初のご質問の避難所環境と支援団体との連携体制についてであります。避難所環境については、単なる避難の場だけではなく、生活の場としての質を確保する視点が極めて重要であると認識しております。具体的な対策として、感染症対策や要配慮者への福祉的配慮等に加え、衛生環境の維持や栄養バランスを考慮した食事の提供体制を整える必要があります。これらの対策を平時からマニュアル化し、関係機関や部署との訓練を通じて、非常時の対応力向上を図ってまいります。また、医療、保健、福祉の専門職チームや災害派遣医療チーム、ボランティア団体、社会福祉協議会等との連携を強化し、発災時には速やかに情報共有と役割分担ができる体制を整備いたします。

次に、2番目の質問にあります公衆衛生の視点を踏まえた防災体制の強化についてであります。災害時の健康被害を最小限に抑えるためには、発災後の対応だけでなく、平時からの備えが何より重要であると考えます。そのため、保健師を中心とした健康支援体制の強化や、食事についても栄養管理部門と連携し、栄養管理などを重点的に進めてまいります。特に災害関連死を防ぐ観点から、避難生活の長期化を見据えた健康観察体制や心のケア体制を整備し、被災直後から中長期にわたり切れ目のない支援ができる体制構築を図ってまいります。

災害は、いつ、どのような形で発生するか分かりません。しかし、備えは確実に積み重ねることができ、当町といたしましても、命を守る防災にとどまらず、健康を守り続ける防災という視点を明確に持ち、公衆衛生を軸とした持続可能な防災体制の構築に全力で取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁でございました。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 町長答弁、ありがとうございました。

それでは、自席から質問させていただきます。では初めに、昨年3月、町が受けた岩石採取事前協議書について、その判断の過程について企画課に質問してまいりたいと思います。渡会課長におかれましては、今度こそ最後の一般質問の議会答弁となると思いますので、これからその思いを込めながら質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、臂曲岩石採取事業が規制対象事業になる判断基準について伺ってまいります。これまで町からは、規制対象事業については水循環保全条例第16条第1号、規制対象事業の要件に該当するかどうかを基準として判断するとの説明がありました。一方で、審議会や町民意見交換の場では、規制第9条から第12条までの要件、具体的には地表から2メートルの土石採取についての基準を示しており、水源涵養機能への影響、防災上の懸念など、多くの視点からの指摘がなされております。町の判断は、条例の条文に対する該当性を重視する判断なのか、さらには水循環全体への影響を総合的に評価する判断なのか、つまり規制の規則の地表から2メートルの採取に対して、具体的な判断に入れたのかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今年度に事業認定が出されたものの判断をどのようにしたのかという質問でございました。町長答弁の中でも判断基準については答弁させていただいておりますけれども、ここにも先ほども町長答弁にありましたが、事前協議があった場合には、水循環保全審議会のほうで調査審議をいただいております。委員の皆様8名いらっしゃいますけれども、委員の皆様、いろんな分野での専門家、専門的知見をお持ちの皆様から委員となっていただいておりますので、その皆様から調査審議をいただきまして、審議会としての意見を頂戴をしているということでございます。その出されました意見を町が受けまして、そちらの意見を尊重しながら町では判断をしているという流れにございます。

水循環保全条例の第16条第1号というところを今回の判断基準といいたいまいしょうか、そちらを判断材料とさせていただいているものになりますけれども、そのほか規則に定めるものがございます。先ほど議員からもお話ありましたけれども、施行規則の第9条のところでございます。第9条のところに4つほど、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある規制対象事業ということで定義づけられております。その中の1つ目としまして、地表から地下2メートルの深さを超えて土石を採取し、または地形を改変する事業ということが一番最初に掲げられてございます。事業者からの事前協議書の中の計画書を見ますと、この一番最初の2メートルという部分の深さを超えての計画というところが読み取れましたので、こういった規制対象事業にも、この項目からいっても該当するといったところが明確だということで判断をさせていただいております。

ただ、規制対象事業に該当するとしたとしても、科学的な根拠を示していただいて、特に水循環に問題となるような事業ではないということをお示しをいただければ、そういったことを根拠として規制対象事業、事業として認めませんよということにはならないといった理解をしておりますので、一律この条文等に該当するから駄目といったようなところではないとこちらでは思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 明確なご答弁ありがとうございました。まずは地表から2メートルの採取というところも今回の判断に入っているというところのご説明だったと思います。

次に、判断のプロセスというところなのですが、町は昨年10月28日の説明会の中で、審議会の意見や町民の声を踏まえて最終的な判断を町が行うという、そういう副町長説明をされておまして、この町の判断というものが今後の将来の世代に対する責任を負っていくのではないかなというふうに思います。こ

これは本当にその基になる判断というふうに私ども思うわけですが、この事業について町が最終的に判断するというその基準がどうもいま一つはっきりしないという部分でございますので、この基準がどうなのかという部分を改めて確認したいところですし、あとは町の姿勢がどのようなものであれ、これは町民にどのように示していこうとしているのか、そのところを伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

町が判断する基準ということのご質問でございますけれども、町といたしましてはということになりますが、町で策定をしました遊佐町の健全な水循環を保全するための条例を基準として判断をするということになるかと思えます。そのほか採石法等が当然あるわけですが、町がよりどころとするところはあくまでもこの条例ということでございますので、条例に明記のある条文、そちらから判断をしていくということになるかと思えます。

あと、町の姿勢ということではございましたけれども、この採石事業自体ですけれども、平成25年とか係争になった部分の話になりますと、最高裁では、町の条例ですか、そちらは憲法には違反していないのだということに認めていただいておりますし、そのことからしますと、町の判断は正しかったのだよということ、その中でも予防原則に立ってといったようなこともお話は承っておりますが、やはり事業の計画によって判断といいたしでしょうか、その事業ごとにいろいろな事案といいたしでしょうか、想定されなければならないことが出てくるということでもありますので、その都度出された計画書に対してきちんと向き合いながら判断をしていくと。当然町だけの判断ではなくて、水循環保全審議会の皆様からのご意見を踏まえて判断をしていくということに今後も尽きるのかなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 先ほどからご説明いただいた今回の事案に対する町の対応、これが一つの基準となって、それがこの町の姿勢としてこれからも、今後あるかどうか分かりませんが、こういった事業者が出てきた場合にはこういった対応をしていくという、このような姿勢であるという、こういう内容だと思います。

今課長から触れていただきましたが、この水循環保全条例には当然予防原則というものがまたついてきますので、ここで伺っていききたいのですが、2メートルの掘削制限と、今度予防原則に関してです。2019年の一審、それから翌年の控訴審で、町の条例が採用する予防原則です、ただいまの。広い立法裁量を認めるに当たっての要となりました。さらに2022年の最高裁では、合憲の理由づけまでの説明ではなかったのですが、予防原則を支持した控訴審の判決を否定はしていなかったというふうに思います。つまり支持されたというふうに理解してよろしいのかなというふうに私なりに思うのですが、そこでこの控訴審では、科学的に完全に証明はできなくとも水源に影響が及ぶおそれがある場合には予防的に規制を行うことは正当であるという判断を結果的に勝ち取ったものというふうに思いますが、ただこの2メートルの規制については、業者が言っている単なる数値基準、単なる数値基準だと言っております、業者の説明では。しかし、予防原則を具体化した基準であるものが2メートルというところにつながってくるのだというふうに、町民の中ではやはりそういった解釈をされているのではないのかなというふうに思っておりますが、この

ところはいつも説明会のときに町民の方からもよく意見が出る、質問が出るところでございますので、毎回の説明かもしれませんが、ここはお願いできれば、皆さんが分かりやすいように丁寧な説明をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） お答えをいたします。

2メートルの基準ということでありまして、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、自然公園内で当時行われていた採石事業の許可基準が2メートルであったと。そういうところを準用したというふうなところになります。ただ、2メートルを超えれば一切駄目なのだと、やっぱりそういうことではないというふうには思っています。これまで町の判断といいますか、規制対象事業に該当するというふうにしたときに、影響がないとは言えないというふうなことで結論出しているわけですが、ここを2メートルだからここは駄目だというふうにはやっぱり書けないというふうには思っています。一律に規制することは、やはり条例の違法性を問われる可能性があるというふうには認識しているところでありますので、予防原則を踏まえ、条例の規定を踏まえ、それぞれ個々の事案に応じて十分調査をしながら出した結論というふうに考えておりますので、そここのところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。この辺りが何となくグレーゾーンという部分で、もちろんそういう部分も必要なわけですが、なかなか分かりづらいなというところで、私もずっと説明会にも参加しておりますが、その場に応じたやはり判断というところも、当然必要になってくるというところですね。しかしながら、あくまでも2メートルという一つの基準としては町民と、基準としては共有してよろしいということを確認させていただきました。

まず、科学的な知見というふうな話がございますが、実は令和4年の鳥海山湧水フォーラムで中野先生が、予防原則については科学データと科学的診断とその正当性を共通理解する必要性があると言われております。この科学的データの収集は最近、最近というか、企画課でもされておりますし、協力隊の方も一生懸命やっております。ただ、この先の科学的診断、それから住民の共通理解、この診断を受けて、この診断が適正であるという、そういうところを住民の共通理解につながっているのかなというところが中野先生のポイントだと思うのですが、これはこれまでどのようにされているのか伺います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまの議員のほうからのお話の中にもありましたけれども、現在水循環保全に携わっていただいている協力隊2名、委嘱をして活動していただいておりますし、定期的に水の採取をしていただいていると、水温を測っていただいたりとか水量の調査等、そういったものをデータとして蓄積をしております。そういったものがデータとして蓄積されたものがないと、やはり何かあったときに比較できるものがないということにもなりますので、そういったところはずっと継続してやっていきたいというふうには思っております。

また、町民に対しての水循環の部分の理解をしていただくための取組としまして、例えばまちづくり協議会と連携をしながら、くんできた水を使って御飯の炊き比べをしてみたりだとか、お茶の飲み比べをしてみたりだとか、そういったようなこと、まず水に親しんでいただいて関心を持っていただいてといったような取組から今始めております。そういったものをまちづくり協議会の秋のお祭りの際に、調べた調査結果ですとか、そういったものを皆さんに広く周知をしていただいて、取組を重ねていくといったところを現在も考えておりますので、そういった取組を広げていきたいなと思っているところです。科学的な部分となってくるとなかなか難しいという気がしているのですけれども、まずは皆さんの少しでも理解を高めると、深めていただくといったところからやってきているということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 大変すみません、細かい通告はしていないものですから、急な質問になっているかもしれませんが、改めてもう一回お聞きするのですが、科学的データを収集しているのは私もよく分かっております。いろいろこの前年なり、その前なり、比較しているということも存じ上げておりますが、専門機関に例えば委託するなり、科学的診断です。そういったところがしっかり行われた上で、このデータの正当性をそこで診断を受けて、それを町民に理解する必要があるのだという、そういうフォーラムでの先生のご意見だったというふうに私理解するのですが、副町長、これどのようにお考えでしょうか。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） お答えします。

科学的診断といったときの、その診断の中身について、私もなかなかはっきり言えるものは持っていないというところでありますけれども、やはり涵養の仕組みですとか、地下水の流れがどんなふうになっているとか、そういう知見をやはり追い求めるといいますか、充実を図っていく、知ることを努めるという、そういうことを頑張っていくしかないかなというふうに思っているところでございます。条例の予防原則のところにも定義で記載をしておりますけれども、科学的な知見の充実を努めながら、必要に応じて予防的な取組を推進していくというふうに記載をしております。なかなか地下水には、これまでも中野先生初めていろいろ調査をしていただきながら、そういった知見の充実を努めているわけですが、少なくとももうこうだという断定的に言えることはやっぱりないというふうなことでありますので、調査を続けながら、そして町民からそういった調査の内容あるいは水循環の仕組み、そういったことを一緒に勉強していく、知っていただく、そういったことを広めていくことがより重要ではないかなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。まず予防原則について少し話を進めていくと、今のようないや科学診断、そういったところの共通理解も必要ではないかなという、そういう話ですので、このことについて現在されてはまだいないと感じておりますので、ぜひその辺はご検討いただいて、さらに町民の方に分かりやすい周知をお願いしたい、このように思います。それでよろしいでしょうか。

それでは次に、跡地処理、緑化計画についてお聞きいたします。これは、企画課最後の質問であります。昨年10月28日に開催された稲川まちセンでの県の説明では、自然再生が進んでいる部分は極力生かし掘削

は行わないで必要最小限の後処理を進めたいという考えから、緑化のための岩石採取計画を認可していく、これは岩石採取ではなく跡地処理のための計画認可とするという説明がございました。この考え方自体は自然再生力を尊重するという点で理解できますが、問題なのは進捗管理や最終的な完了確認をどのように担保していくかということだと思っております。

そこで質問しますが、県と町が跡地処理、それから緑化が確実に完了するまでどのような関与、あるいは確認を行っていくのか、そのところをお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

緑地化の最終的な完了までどのようにということでもございました。事業の認可については山形県が行うわけでありますので、基本的には山形県が経過等、そういったものをきちんと把握しながら、指導等しながら、最終的なところまで持っていただけるということで理解をしておりますけれども、その中で、では町が何ができるのだろうかということになるのですけれども、私が思うところ、やはり一旦採石事業がストップかけられたところから、緑化に伴ってまた若干形状変更とか、そういったこともしたりもするのだと思いますけれども、防災の観点から、のり面が崩れないようにですとか、そういったところなんかその計画にはあるはずなのですけれども、そういったところの指導は山形県が行いますし、そういった何のために業者が動いているのかとか、多分事業が始まればトラックが出入りするとか、そういったところも見えてくると思いますので、事前に周辺の住民の方とか町民の皆様、これはこういった理由で動いているのですよといったところを事前に周知をしていって、不安を持たれないような形を取りたいなど。新たな採石が始まっているとかそういうことではないのですよといったようなところを周知していくといったことが町の役割なのかなと思っております。いずれにしても山形県と連携を密にして、情報をいただきながら、皆様にも情報の周知を図っていくと、そういった役割が求められていると思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 今ご説明いただいたように、まずは県は指導、あるいは監督、それから町は見守り、あるいは監視という言葉でまとめられることもできるかなというふうに思います。まずこれは、双方、県も町も、それぞれ役割があるということで理解してよろしいですね。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

後処理といいましょうか、緑化の部分に関しまして言いますと、町にはそういった義務等はないという、あくまでも県が担っているものということで思っております。町には水循環保全条例しかございませんので、採石法絡みの指導等の権限は全くないということでもございます。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 町には義務はないけれども、見守りと監視の仕事はあるという先ほどの説明はありましたので。それはありますよね、先ほどの説明では。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

すみません。町に全くないのかということと言われてますと、やはりそうではないかと改めて思いました。どういふことかと申しますと、当然のことながら、現地の確認、立会い、協議、そういったものにも町も加えていただいておりますので、そういった面で行きますれば、町としましてもそういった観点からの必要といひましようか、関わっていく必要があるなということでございます。失礼しました。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） それでは、1 点だけ確認したいのですが、1 月14日の全員協議会での執行部の説明で、緑化に対する跡地処理の説明がございました。これを受けて、県がこの採石場跡地処理に向けた計画書の書類を正式に受けるという、そういう説明がございまして、その後段の説明の中で、私が何でこれまで、そうだとしたら、10年以上も時間がかかったのかというふうにお聞きしたのですが、その中で、業者側の都合はちょっと把握しておりませんが、皆様の声を改めて考えて業者にお伝えをして、次の計画が進まないかと、このような計画が出るようになったという、そういうご説明でありましたけれども、ちょっとここで思ったのですが、皆様の声を改めて考えてという、そのようなご説明だったものですから、町民の皆様の声というのは前から出ていたものですから、これこの時点でそのようなご説明というのは少し違和感がありました。私の聞き違いであればよろしいのですが、このところで改めてコメントがあればお願いしたいと思ひます。

議 長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） お答えします。

この採石に関することについては、町がこれまでも何回も町民の皆さんに対して、集まっていたいて説明会を何度も開催をしてきたということですが、その場に山形県の担当者も参加者の一人として出席をしていたというふうなことが、多分恐らくほとんど全てのところで参加をしていると思ひます。そうしたときに、町民の多くの皆さんから採石場の緑化のお話が出ていたというふうには思ひます。そのことをやはり県の担当が大変受け止めてといひますか、気にしまして、現場を見ながら確認をし、やっぱり事業者から緑化を最終的にしていただく必要があるというふうな判断をしたのだらうというふうには思ひているところであります。

緑化計画につきましては、事業者が採石の計画に基づいて提出をする内容でありますので、県がつくるのではなくて、あくまでも採石事業者がつくる計画になります、緑化についても。ですから、それが、採石計画ではあるのですけれども、採石はしないけれども、緑化だけの計画も採石計画になりますので、そういったところを県から事業者に指導いただき、そういった計画を出すことで業者も了解をして、今そういうふうに進みつつあるというふうなことだというふうには思ひます。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） この計画の内容については私も存じておりますので、今回については緑化のための計画という内容でございます。その内容については一定程度理解できましたので、まさに今回町民の方が心配されている内容を改めて所管からご説明をいただいたところでございますが、まず町民は何度も説明会に足を運んでくださいます。これでたくさん意見も言ってくださいます。間違いなく町に頑張ってもらいたいという思いに尽きるのだと思ひます。説明会に、残念ながら町長、あまりお見えになっていなかったというところがございまして、町民から町長の生の声をやはり聞いてみたいという、そういうことも

ございますので、もしよろしければ町長自身の言葉でメッセージを町民の方にお願ひできればと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、答弁させていただきます。

様々な会議において、今渋谷議員おっしゃったように、町長はどうした、町長は今日来ないのかというお声いただきます。実を言いますと、私も全部に出たい、全部に足を運びたい。ただ、遊佐町はたくさんの課題を抱えておりますので、みんなで協力して、まずは私が伺えるところを絞って伺うように工夫しております。ただ、今、5番、渋谷議員のおっしゃった声はそのまま私に伝わりましたので、今度は私が必ず伺うということをご約束させていただきます。

また、鳥海山の大事な大事な私たちの山を守るという気持ちは、ここにいらっしゃる全ての皆様と同じ気持ちで、そして町民の皆様の今までの根強い運動があつていろんなことを乗り越えてきたと認識しております。また、岩石裁判と言われました。検索すると、一番トップに遊佐町のことが明記されております。そのような、全国でも例を見ない裁判に勝った遊佐町の誇りを私も決して忘れずに、これから遊佐町のために岩石の課題についても取り組んでまいりたいと思っております。

ちょっと最後になりますが、一言だけ。条例をつくったときの文言がございまして、これを皆様にご紹介したいと思います。なぜ水循環なのか。条例制定に当たって、条例検討会議の委員を含め、多くの町民から健全な水循環という言葉が分かりにくい、理解できないといった意見が少なくありませんでした。町としても、ほとんど使用してきた実績がありませんので、当然の意見とも言えます。一方で、日々、朝な夕なに見上げる鳥海山の中腹に赤茶色の穴が大きくなっていくことに、自分の体が傷つけられているようで耐えられない、何とかならないのかといった声も少なくありません。そこには、遊佐町は鳥海山がもたらす水の恵みで育まれているとの思いがあります。そうしたことから、現行法令では使っていない地下水、地下水脈の保全に着目し、降雨、降雪から水源涵養、地下水や湧水の生活や産業活動での利用、そして海に至り、最終的には蒸発して、再び降雨、降雪になるという水循環を健全に保つという目的に到達したものです。この目的達成のための施策を条例に規定しました。このようなすばらしい条例を基に、これから遊佐町としても、鳥海山と共に、そして町民の皆さんとも山を守っていきたくと思っております。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。町長の強い情報の発信を町民の方にしていただきましたので、本当に町民の方は喜んでおられるというふうに思います。どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、残された時間で、大変失礼な言い方ですが、公衆衛生体制について総務課にお伺いしていきたいというふうに思います。町長答弁にもございましたように、災害関連死、新潟県中越地震では77%、熊本地震では80%です。東日本大震災では、避難所生活での疲労が死亡原因の33%も占めているという、そのようなところでございまして、冒頭申しましたように、本当に複合災害というところが、いつ襲われるか分からない、このようなところに遊佐町はあります。遊佐町の指定避難所の多くについては公共施設や学校でございまして、その多くは断熱性能に乏しい体育館が主になってございます。

そこでお伺いいたしますが、補正予算審議でも教育課からも説明いただきましたけれども、改めて避難所における温熱環境、換気・衛生環境、要配慮者への対応について、現在どのような課題認識を持って、

今後どのような改善を検討されているのかお伺いいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今ございましたように、当町の指定避難所については、主に学校施設を利用するものが多く占めております。特に体育館などは冷房施設がなくて、暖房施設も十分なものとは言えない状況と認識しております。換気については、感染症対策の手順により、環境リスクは軽減されていると考えております。衛生環境についても、感染症対策に加えて、仮設トイレや手洗い場を増設して環境を整備するとともに、避難所運営組織と連携して、衛生環境の向上を目指すように取り組んでおります。

あと、要配慮者への対応としましては、指定避難所の中に福祉避難所を併設する計画になっているため、計画上なのですけれども、不足するマンパワーについてはDMATって災害派遣医療チームってあるのですけれども、DMAT、あと災害看護ナース、あとDWAT、災害派遣福祉チームというものだそうですね、それらDMAT、災害看護ナース、DWATの派遣の要請により対応可能であると考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 要支援者対応についてはDMAT、それから災害看護ナースの派遣要請が可能であるということではありますが、ここでお聞きしますが、実際この派遣ができたとしても、よくあるのは自治体での受入れ問題であります。この中で、例えばこういったDMATを受入れする場合に、医療指揮者や、それから災害医療コーディネーター、こういったものが不要でないとうまく機能しない、このようなことが言われておりますが、この計画は立てておられますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） そのような計画については、計画上は立てなければいけないという状況にはなっているのですけれども、やっぱり今後の検討課題であると認識しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 計画は立てていないということですので、早急な取組をお願いしたいところです。

次に、災害時公衆衛生の最前線を担う存在として、今度は保健師の役割についてです。極めて重要であるということもシンポジウムで繰り返し述べられておりました。避難所巡回や在宅避難者への対応、健康相談、関係医療との調整など、保健師には避難生活が中長期にわたると、特にこの活動が非常に求められてくるということでございますが、そこでお伺いしますが、遊佐町における災害時の保健師体制、これは応援派遣も含めて、これが十分に機能する体制となっているのか、その辺をお伺いいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 保健師の体制ということです。保健師を中心とした保健支援体制の強化、あと食事についても栄養管理部門と連携し、栄養管理などを重点的に進めてまいりますと壇上の答弁では申し上げたのですけれども、まず保健師の専門職の職員については、平時の業務内容を基に人員体制を構築しているため、災害時に発生する事務量への対応能力を超えるものと考えられるので、災害発生時から復興

までの需要には、災害応援でカバーする仕組みとなっております。保健師等というよりも、災害応援でカバーする仕組みとなっていると考えております。また、これらの体制整備がスムーズに移行できるよう、平時における災害想定訓練も、これまでの訓練から、次第に専門的な訓練に改善していく予定と考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 令和6年の豪雨大雨災害以降、町の職員の防災訓練、これも順次行っていております。着実に前に進んでいるものと私は思っておりますが、今課長の説明ございましたが、これから行っていく予定でありますということなのですが、実際にやはり専門的な訓練、それから役割分担、こういったものを行わないと、これはマニュアルだけでは動けないというものは身をもって感じていただいていると思いますので、保健師に関する取組について、実際に想定訓練、こういったものはどの時点で始めていただけるのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 保健師の訓練ということですが、今の段階ではいついつからということちょっと申し上げにくいところあるのですが、災害応援ということでカバーをする仕組みを利用して、あと専門的な訓練もこれから検討していくということで、これも今後の検討課題であると認識しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） それでは、最後に質問をいたします。

国立保健医療科学院のシンポジウム全体を通じて、災害対応発災後の考えるものではなく、平時からの準備と連携が結果を左右するという点が共通認識されております。遊佐町は高齢化が進む地域であり、災害時には医療・福祉資源が限られることも想定されます。また、避難生活が長期化することで、栄養の偏りや食事の質の低下が高齢者を中心に健康悪化を招くことも指摘されます。熊、イノシシ対策もそうですし、町民の命を守ることは町の優先事項だと思います。だからこそ、町がリーダーシップを執った公衆衛生の視点をより明確にした防災体制が必要だと思いますが、防災士でもある松永町長のご所見をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 答弁させていただきます。

私も渋谷議員のおっしゃっていることと同じ考えで、公衆衛生、まさしく災害があった後の初動から、いかに町民の皆様の安心、安全を守ることができるかといえ、今議論していただいた、まずは計画を立てて、それを実行しながら、職員の皆さんと訓練する時間を取りながらやっていきたいと思っています。それには、職員だけの力ではなく、たくさんの方のお力添えも必要となっております。もちろん町が主導ではやっていきますが、今までどおり各まちづくりセンターの皆様、また消防署の方々、また遊佐交番所長、今回ご転勤ということでしたが、災害時には本当に心配そうに毎日役場に来ていただき、やはりそういういろんな町に関係する方たちの力が合わさって、災害は乗り越えていけるものだと痛感しております。

いつやってくるか分からない災害について、このように議論を深めていただく時間を与えてもらって、ありがたいと思っております。まだまだやり抜かねばならぬことがございますので、職員とよく話し合っ、できること、これからすること、こっちよりはこっちが優先というところを優先順位をつけてやっていきたいと思っております。

私からの答弁は以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。まずは町民の命を優先にすることをぜひ改めてお考えいただいて、今回のこの公衆衛生について、しっかり実施、実行できるようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の一般質問を終わります。

8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 通告に従って一般質問を実施させていただきます。

1、遊佐町総合発展計画（第9次遊佐町振興計画）で策定された防災対策の具体策についてお尋ねをいたします。

1、分野の目指す姿と方針として、「災害や雪による被害を最小限に抑え、町民が安心・安全に暮らせるまちをめざします。地域で支え合い、協力して災害に強い地域づくりを進めるとともに、効率的な除排雪の推進、消防・救急体制の充実を図ります」と定められておりますが、その消防・救急体制の具体策についてお伺いをいたします。

2、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業、これは消防団の災害対応能力の向上を図るための設備を促進することを目的としているものであり、国により消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱が定められています。同要綱に記載されている各種装備品を、同施策を活用し整備した実績をお伺いいたします。さらに、今後同事業を活用して配備予定の装備品の種類をお伺いいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、3月定例会最後の一般質問者であります8番、佐藤俊太郎議員の一般質問に答弁させていただきます。

ご質問の遊佐町総合発展計画（第9次遊佐町振興計画）における防災対策の具体策についてお答えいたします。本町では、第9次遊佐町振興計画において、地域で支え合い、協力して災害に強い地域づくりを進めるとともに、消防、救急体制の充実を図ることを目指す姿として掲げ、防災、減災対策の強化を基本目標の一つとして位置づけており、実施計画では主な取組内容が示されております。

第1に、災害に強い地域づくりであります。具体策としては、自主防災会への防災訓練や研修などを通じた啓発活動や育成支援を行い、集落の災害などに対する対応能力向上を進めるとともに、防災資機材購入に対する補助金を交付するなどし、機能面での充実を図ります。

第2に、消防体制の充実であります。具体策としては、老朽化した小型動力ポンプ付積載車及び軽積載車を計画的に更新し、安全な消防活動を維持するとともに、無蓋防火水槽の有蓋化更新、防災行政無線の

新設や計画的な機器更新を行い、消防防災施設の機能向上を進めていきます。また、消防団活動の充実のため、高視認性活動服への更新や、現場での通信体制を改善するためコミュニティ無線を導入し、災害時の迅速かつ安全な救助活動を可能とする装備充実を進めていきます。

次に、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業の活用状況についてお答えいたします。この事業は、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団への救助用資機材等の整備を促進することを目的としており、国庫補助率3分の1、地方負担3分の2の国庫補助事業となります。対象となる資機材は、救急救助用具、火災鎮圧用器具、林野火災用器具、発電機、水災用器具または水難救助用具、安全装備品、情報関連機器となっております。本町では、同事業を活用し、これまでに高視認性活動服やトランシーバーなどの資機材を整備してまいりました。これらの整備により、消防団の現場における対応能力の向上が図られております。今後につきましても、現場での安全確保と迅速な救助活動を両立できる装備の充実を図ってまいります。今後とも、常備消防と消防団、そして地域住民が一体となり、自助、共助、公助の理念の下、防災体制のさらなる強化に取り組み、町民の生命と財産を守る安全、安心なまちづくりを推進してまいります。

以上、壇上からの答弁でございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 答弁、大変ありがとうございました。

それでは、引き続き質問をさせていただきます。第1番目のご答弁でした災害に強い地域づくりということで、自主防災会議活動推進事業として、自主防災会の防災訓練、資機材購入等の補助というご説明でございました。今現在、当町に自主防災会、これは私の記憶が間違っていなければ108あるという理解をしておりますが、さらに3分の2補助という資機材購入補助を行っているという理解しております。前年度、主立った補助は何件で、どれくらいあるか、もし分かりましたらお願いしたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今ご質問の自主防災会活動助成事業の実績といいますか、そういった関係のご質問かなと思いますけれども、まず先ほど議員がおっしゃっていましたが、108集落といいますか、自主防災組織、実際遊佐町は109集落あるのですけれども、三ノ俣の集落が隣の金俣と一緒にやっているということで、108集落ということになっております。それで、この自主防災組織に対して、資機材等の整備、あと避難経路の整備、あと研修会等の経費を支援する事業ということで、この自主防災活動の助成事業というのはございます。事業費3分の2の助成ということで、限度額が20万円ということになっております。助成金の最低額が2万円ということになっております。

それで、7年度の交付実績について申し上げますけれども、22集落ということで、22の自主防災組織ということで、金額としては総額265万3,000円ということで、今年度、まだあるわけなのですけれども、ほぼこれが実績というふうにお考えいただいています。あと、令和6年度の交付実績についてなのですが、6年度は18集落、総額195万6,000円ということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 大変よく分かりました。22集落で265万3,000円の補助を出しているということでした。これは多分資機材という理解をしておりますけれども、研修について、この研修はどのような研修を実施されているのか、ちょっとお伺いします。

私、菅野谷地集落で、3.11以降に炊き出し訓練、研修、どっちともつくような訓練を実施した記憶がございます。大災害の後でしたので、皆さん真剣になってやったという記憶でございます。その後、水害はありましたけれども、こういう研修もやはり重要だと思ってございますので、研修内容、もし分かりましたらよろしくお伺いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、自主防災活動の助成金についてなのですが、主に資機材等の整備と申しますか、消防用のホースとか、ホースを入れる箱の関係の助成が多いようです。あと、研修会の経費と申しますか、研修会については各それぞれの自主防災組織、各集落で主に研修をやっているのが出前講座ということです。町の危機管理アドバイザーおりますので、危機管理アドバイザーの話をお聞きとか講演をお願いするということが、依頼はかなり来ております。だから、あまり経費はそれほどそこにはかからないわけなのですが、主に自主防災会の研修会というのはそういう出前講座が中心になっているのかなと認識しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 私、総務厚生で危機管理アドバイザーの的確な指導を受けて今現在に至っている、それも一つの講習であろうという理解をしております。

自主防災備品購入支援事業、個人の防災用品購入に対する補助、これも実施されているというご答弁でございました。件数と、やはりこれも主立った内容、よろしかったらお願いをいたしたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

この遊佐町防災備蓄品購入支援事業ということで、これについては大雨災害の結果を、反省点を踏まえまして、やはり自助、共助、公助であるわけなのですが、やっぱり大雨災害のとき、自助の部分で欠如している部分があるということで、自助の部分強化するために、個人の防災備蓄品の整備と申しますか、それに対して補助をしていこうということで始めたものでございます。それで、令和6年度から、これ大雨災害を受けて実施しているわけなのですが、個人の防災備蓄品の購入に要した経費、2万円以上ということで、上限が6万円ということで、補助金の交付の金額についてなのですが、最低で1万円、上限額が3万円ということで、基本的に2分の1補助ということなのですが、上限額が3万円ということにしているものでございます。

その実績についてなのですが、7年度、今年度、もうほぼこれが最終的な実績かなとは見ているのですが、交付実績60人に対して総額144万3,000円ということでございます。ちなみに、6年度の交付実績が64人ということで、総額154万6,000円ということとなっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 人数と金額、分かりましたけれども、大体どのような防災に関する避難袋等、もしくは防災に関するポータブル電源だとか、ポータブルラジオだとか、発電機だとか、そういうものだという理解をしてよろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

やはり多いのが発電機とか、ポータブル電源とか、そういったものが多いように感じております。これもちょっといろいろありまして、特定の業者が中心になって何か営業されている関係もあるのかなという感じもするのですけれども、そこからの請求が結構多いのかなと。その関係なのか分かりませんが、そういう発電機なんか申請が多いような気がしております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 自助として、自分でそういう対策を講じるというのは必要不可欠であろうと思います。私も、3.11以降、携帯電話のバッテリーが切れてしまって非常に困ったという経験で、自分でソーラーパネルをつけて、自作で充電できる装置を自分で作りました。さらには、この補助が始まる前に、やはり少し意識があって、避難袋、複数個及び親が残した避難袋、計複数個持っております。いずれにしろ自助は大切ですので、今後も町民の皆さんのために、この施策を続けていただきたいと思っております。

次に、第2の消防体制の充実ということでございました。2025遊佐町の統計によりますと、防火貯水槽は、40立方メートル以上の貯水槽については公設で199という記載がございました。これの有蓋化というご説明でしたけれども、私の近傍にある貯水槽は、以前もお話したと思いますけれども、緑々でございませう。上から見られます。本当に危険と判断をすれば、なるべく早めに対応していただきたい。しかしながら、経費がそれなりの経費だということは認識しております。1年で、たしか1基か2基程度の施行状況だと思っております。もしよろしかったら、今後完全に有蓋化完了するまでにあと何年くらいかかるのか、おおよそで結構です。もし分かりましたらお願いをいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

有蓋化、防火水槽の無蓋の、蓋のない防火水槽の有蓋化更新ということで、毎年2か所か3か所ぐらい、予算には計上しているのですけれども、全部で199という話もございましたけれども、それがいつまでかかるのかというのは、ちょっと今現在把握していないというところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 分かりました。できるだけ早く完了を望むものです。

今、すごく情報がいっぱいございます。インターネットで無蓋化に対する、施工期間の非常に少ない、コンクリートで多分、当町の場合にはコンクリートの打設等で有蓋化しているという認識なのですけれども、それを何かFRPですか、ガラス繊維で強固に、かつ安全に速やかにできるというような方式のところもあるということが載っておりました。やはり今までどおりというよりも、少しずつ検討、研修を重ね

て、違う方法もあるかなというふうに思っておりますので、固定観念に縛られずに対応していただきたいという思いでございます。ありがとうございます。

次に、小型動力ポンプ等々ございました。さらには、非常備、消防団ですね。消防団への資機材。この消防団への資機材ということで、コミュニティー無線、高視認性活動服への更新というようなご答弁でございました。高視認性活動服につきましては、先ほどから私がお話をしている設備のほう……失礼しました。その前に、消防団のことが出てきましたので、消防団のことについてちょっとお尋ねをいたします。

これ、今私手に持っているのは消防庁発出の資料でございます。これは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化ということで資料を出しているものでございます。火災の発生に加え、災害が激甚化、頻発化し、大規模地震の発生も切迫する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性がさらに増している。消防庁では、平成25年12月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律で、地域で防災活動を担う多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向け取り組んでいるという内容です。消防団の現状として、消防団員数の全体傾向、これは国のことですが、消防団員数は年々減少しており、令和7年4月1日現在、前年に比べ1万4,458人減少し、全国で73万2,223人となった。一方で、入団促進に向けて重点的に取り組んできた女性消防団員や機能別消防団員については継続して増加している。消防団員の平均年齢は毎年少しずつ上昇しており、令和7年4月1日現在、前年に比べ0.5歳上昇し、全国では平均44.5歳となっているというふうに資料化されています。

そこで、当町の団員数、条例定数はたしか560名だというふうに理解しておりますけれども、全国的に減少傾向にあるということで、当町でもやはり減少傾向にあるのかなと思っております。団員数の変遷、もしくは先ほど言った高齢化、当町でも高齢化しているのかなと思っておりますので、もし分かりましたら年齢、それに女性団員数、機能別消防団員の数。この機能別消防団員については令和6年4月1日施行のものだという認識をしておりますが、ここでは各分団6名以内という記載がございました。これを踏まえ、機能別消防団員の数、もしお分かりになりましたらご答弁をお願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、最初に消防団員数について申し上げさせていただきます。ここ数年のものをちょっと申し上げさせていただきますけれども、令和4年4月時点で条例定数、その当時620名に対して557名で、充足率89%でありました。令和4年4月。そこから、毎年消防団員数は減り続けておまして、令和6年度に定数を620名から560名まで、60名減らしております。その後も、10名以上減っている状況が毎年続いておまして、令和8年、今の令和8年3月時点、定員560名に対して502名、今の時点で502名、充足率89%ということになります。定員を減らした関係で、充足率はあまり変わらないのですが、まずそのような状況であります。

あと、団員の年齢別構成についてなのですが、団員の年齢別構成で40代が最も多く、223名ということで、全体の44%を占めております。全体で502名いるわけなのですが、その44%、223名が40代ということで、続いて30代が132名の26%、50代が96名で、全体の19%、60代が22名で、あと20代も21名と、それぞれ同じ4%ということで、あと70代8名、1.6%ぐらいになるのですが、それでトータルで502名ということで、40代が一番多いということでございます。

あと、機能別消防団の人数なのですけれども、消防団を辞められた方でまた復帰されるというような、そういう形になるわけなのですけれども、現在機能別消防団員の登録者数は1名にとどまっております。年齢は60代男性となっております、全国的に少子化が問題となっておりますが、当町でも同様に問題を抱えている関係もあって、消防団の年齢構成も、若い世代になるほど人数が少なくなっている状況があります。団員数の確保も年々厳しくなっている状況ではございますけれども、特定の機能、活動に限定して従事する機能別消防団制度を活用して、消防団経験者を中心に、人員確保の裾野を拡大して、災害対応能力の維持向上を図っていきたいと考えております。

あと、最後に女性消防団員について説明させていただきますけれども、女性消防団員数は現在11名ということになっております。活動ということになってくるのですけれども、女性が所属する本部分団にはポンプの配備がないということがございますので、消火活動はやっていないということがございますけれども、災害時に避難所の運営等など、実働部隊として活動することは可能であると考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） ご丁寧にありがとうございます。機能別団員が1名というのは、少し寂しいなという思いでございます。報酬がかなり低いように認識しておりますが、報酬を上げたからどうのこうのということではないのかもしれませんが、やはり消防庁では、一般団員と同じ報酬を推奨しているという記憶をしております。やはり非常に危険な仕事をするわけですので、先ほども共済等々の対応はあるということではありますが見直してもよろしいのかなという気持ちでございます。

また、女性団員の方は女性団員特有の活動があるということでしたので、それはそれとして重要であろうと認識します。ただし、私、自主防災会で、これも以前、当議場でお話した記憶があるのですけれども、松濤荘と地域防災組織と消防団と、3者で訓練を実施したことがございます。そこで松濤荘の消火栓から放水を実施するという想定で訓練をやったのですけれども、そのときに男の団員の人が、あなたたちどうぞという指示されたのですけれども、我々松濤荘からかなり離れたところに居住している関係上、やはり一番重要なのは松濤荘に勤務している職員の方が非常に重要であろうということで、その中で女性の方々に、消火栓からホースをつないで、実際に放水訓練をした記憶がございます。やはり知識と経験が物を言うこともあろうかと思っておりますので、女性隊員といえども、いざというときに対応できるような訓練は必要かなという気持ちでございます。

それはさておいて、訓練がやはり非常に重要だという認識をしておりますので、先ほどの答弁と併せて発言をさせていただきました。

次に、先ほど高視認性活動服、これの配備というご説明でございました。高視認性活動服、これについては何着をどのような金額で購入したのか。会員分、全員分をそろえたのか、これについてご質問をいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

高視認性活動服についてなのですけれども、これは令和6年度、7年度、8年度ということで、3か年にわたって整備するという、全団員分、3か年にわたって整備するというので検討しているもので、ち

なみに令和6年度については、遊佐町消防団の第1分団と第5分団ということで、142名分そろえました。上衣とズボンということで、総額299万9,040円ということとなっております。

続いて、令和7年度は第2分団、第6分団、これも142名分ということで、これも上衣と、あとズボンということで、金額が304万5,900円ということであります。

あと、令和8年度は、来年度ということになるわけなのですけれども、まず残りの分団分、整備するというので考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 先ほど壇上で質問させていただきました消防団設備整備費補助金、この補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律、つまりは先ほど町長ご答弁にありました救急救助用具、第1番に上がっております。これは、ア、自動体外式除細動器、イ、油圧切断機、ウ、エンジンカッター及び電動カッター、エ、チェーンソー、オ、ジャッキ。第2項目として、火災鎮圧用具、いろいろございます。この中で、今当町で装備したのは、6番目の安全装備品、この中の高視認性活動服（反射材を用いるなどの方法により、悪天候や夜間等の視界不良の状況下においても着用者の視認性を向上させる機能を有しているものをいう）という、この項目に当てはまっていると思います。いろいろあります、いろいろ。その中で、情報関連機器としてトランシーバー。先ほど当町でも配備をされたというご説明でございました。次に、ドローン、タブレット等々、いろいろございます、いろいろ。これは、最終改定が令和7年12月の3日、最終の改定をされて、それ以前に複数の改定がされているように認識しております。いろいろなことがあります。

私、先ほども自分で発電機等々、準備をした、もしくは避難袋も持っているというように、少しばかり災害等に関して関心があるというふうに言えばよろしいでしょうか、うちのほうであつたらいいのになという思いが強く、この質問をしております。松永町長、以前消防団員であつたわけですがけれども、消防団員として、遊佐の消防団にこういうものがあつたらいいなというような、まず資機材、いかがですか。例えば私は、ドローンなんか非常にいい資機材だと思っているのです。先ほど熊のこともイノシシのこともありました。それ行っても、対応ってなかなか難しいのかなって思っています。そのときに、ドローンで上からどこにいるかな、見て、あそこにいるな、町の皆さん、今現在そこにいるから注意しましょうという、現在進行形の情報が発出されるであろうと、ドローン。今非常にドローンは注目される資機材ではないのかなという思いでございます。ここに列挙されている中にもあります。ですから、今後、今までトランシーバーと活動服、この2点はありましたけれども、今後どのような、この計画を利用して資機材をそろえるのかというお尋ねもしましたけれども、残念ながらそのご答弁はなかったように思っております。町長、いかがですか。ドローンなんていうものは非常にいいという思いでおります。端的に、どうですか、ドローン。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 8番、佐藤俊太郎議員のご質問に答弁させていただきます。

佐藤俊太郎議員おっしゃるように、ドローン、今話題でございます。遊佐町におきましても、そういう考え方をこれからは必要かなと思っております。ドローンについての、どうやって、いつ取り組むかとか、

そういう細かいことについて、ちょっと総務課長から答弁いたさせますので、少々お待ちください。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

ドローンということで、ドローンを買っても、やっぱりそれを使いこなせる人がいないと、やっぱり駄目かなという、そういったオペレーターといいますか、使いこなせる人の養成なんかもやっぱり必要になってくると思いますし、この補助事業の要綱なんかも見ると、ドローンを買う場合でも消防団の活動に供するものに限るということで書いてありますので、消防団以外には使えないというような補助基準もあるようですけれども、まず導入については、うちのほうの消防団といいますか幹部会議とかやっていますので、幹部会議の中で相談して、もし必要ということであれば、購入に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 今私、手元に持っているのが消防団充実強化に係る取組事例というものでございます。このタイトルが、大規模災害隊の発足と消防団加入促進の取組、つまりはドローンを入れることによって加入の促進にもなると。そういう意味合いでの活動ということで、これは岐阜県での事例でございます。これは、随分前からこの市では活動をやられていて、令和3年の2月に隊員数71人で発足しているということでした。資機材としては、オフロードバイク、250ccのバイク2台とドローン2機、あとはチェーンソー、デジタル簡易無線機等々を使って対応をすることができるように訓練をするということです。ですから、なかなか難しいといえ、これはいつになってもできないという思いでございます。やはり備えあれば憂いなしです。こんな使わないにこしたことはないのが一番なのはもう分かり切っていることなので、それに対してやはり備えておくということが大事なのではないかなと思っております。やはりこういう免許も必要ですし、やはりこういうことを入れることによって、いろいろなことが見えてきたり対応できたりするのではないのかなと思ってございます。

町長、最後に、防災体制のさらなる強化に取り組み、町民の生命と財産を守るという、町民のために何ができるかを今我々は考えていくべきではなからうかなと思ってございます。主役は、我々、ここにいる議員でもなければ、執行部の方でも消防団員でもなく、町民の方の安全、安心のために活動をするというご答弁をいただいております。誠にそのとおりだと思います。ですから、町民の方の生命、身体というのがちょっと抜けているかなというふうに思っています。命はあったけれども、片足なくしたというのでは困りますので、生命、身体、財産を守るということですね。安全、安心なまちづくりのために我々ができることをやるということに尽きるのだという町長答弁のとおり、私もこういうちょっとした調べ物で、町の皆さんが気がつかない点をお話をさせていただいたという気持ちでおります。どうぞこういう国の施策があるわけですから、町単独で予算化するわけではなくて、国の予算を有効活用して、町民の皆さんに対応するという気持ちが一番ではないのかという思いでございます。施策を十分理解の上、対応していただきたいと思っております。これに異論のある方は多分いないと思いますので、これを強力で進めていただきたいと思っておりますが、担当課長、いかがでございますか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、消防団のいろいろな資機材を含めて、やっぱり必要なものを当然そろえていく必要があると思っていますし、そのためにもいろんな補助事業等も含めて活用しながら取り組んでいかなければいけないのかなど。ただ、今回、活動服を購入するのに補助金が該当しなかったという、そういったこともございますので、そういった補助事業の見極めも含めて検討していきたいと思っておりますし、その上では、先ほども申し上げましたけれども、消防団の幹部会議の中での話し合いを重視しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 現場で動く方の意見が非常に重要だと思っています。やはり現場の意見を吸い上げ、町の行政に反映をさせていただきたいと思っております。今後もよろしくお願いします。

これにて私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

午後3時5分まで休憩いたします。

（午後2時51分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時05分）

議長（高橋冠治君） 日程第2から日程第22まで、議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算5件、条例案件9件、事件案件6件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、提案理由を説明させていただきます。

議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算。本案につきましては、さきの施政方針の中で、令和8年度の予算編成における基本的な考え方と、国及び地方財政を取り巻く状況について、その対応を述べさせていただきました。本町においては、物価高騰などに伴う極めて厳しい現下の経済情勢や、令和6年7月25日大雨災害の復旧事業に伴う多大な財政負担の影響の中にあつて、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、所要の財源を確保し、住民生活の安全、安心を守るとともに、地域経済を支え、活力を回復させていくという基本理念の下、効率的かつ効果的な行政システムを確立し、持続性のある財政運営を目指していく必要があります。さらに、さきに述べた災害復旧事業を確実に進めていかなければなりません。

このような状況を踏まえまして、令和8年度一般会計予算の編成に当たっては、健全財政の運営に留意しつつ、遊佐町総合発展計画、第9次振興計画に基づく第1期実施計画を基本とした計画行政の推進を図るとともに、事業の重点化や見直しに取り組み、予算編成をしたところであります。令和8年度一般会計

当初予算の総額は119億9,800万円で、前年度当初予算比20億6,036万円、20.7%の増としております。

一般会計の歳入について申し上げますと、町税では総額15億7,190万1,000円となり、前年度対比1.5%の増と見込んでおります。各種交付金につきましては、交付実績を参考に推計し計上しました。地方交付税につきましては前年度対比885万7,000円、0.3%増の35億3,000万円を見込んだところであります。国庫支出金につきましては前年度対比11億4,110万9,000円、130.4%増の20億1,611万5,000円、県支出金につきましては前年度対比126万円、0.2%増の7億3,618万7,000円を見込んでおります。繰入金につきましては、財政調整基金のほか、遊佐パーキングエリアタウン整備基金などの各基金繰入金を前年度対比5億7,764万4,000円、59.7%増の15億4,594万5,000円としております。地方債につきましては前年度対比3億920万円、37.6%増の11億3,190万円を計上しました。

一方、これに対応する歳出につきましては、人件費で前年度対比4,975万7,000円、3.2%の増、一般行政経費では、扶助費で前年度対比2,764万5,000円、2.9%の減、維持補修費が前年度対比2,491万3,000円、24.8%の減、物件費が前年度対比298万円、0.2%の増、補助費などで3,030万4,000円、1.3%の増となった結果、一般行政経費全体では53億1,732万9,000円で、前年度対比1,899万1,000円、0.4%の減としました。投資的経費では、遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業、災害復旧事業などの実施により、前年度対比20億9,088万5,000円、161.8%増の33億8,337万3,000円としました。繰出金は、国保、介護、後期高齢の各特別会計に対する繰り出しに対応するため、総額で7億1,909万8,000円を計上し、前年度対比1,070万9,000円、1.5%の増としました。

新規事業としては、防災センター空調機など更新事業として1億5,650万円、集落支援員活用事業として1,765万2,000円、関係人口創出事業として100万円、地域課題解決型ビジネス創出支援事業として310万円、飼料用米作付支援事業として2,000万円、漁業事業構造改革支援事業として1,347万5,000円、小中学校の学校給食無償化事業として5,838万1,000円、教育資金利子補給事業として40万円などを計上しています。

そのほか特徴的な事業は、遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業として30億415万4,000円、子育て世帯移住促進事業として591万3,000円、すくすくゆざっ子支援金支給事業として2,136万8,000円、定住促進のための事業として3,071万6,000円、雇用経済対策として持家住宅リフォーム、定住促進住宅建設整備支援金交付事業で6,350万円、産業活性化対策事業負担金で700万円をそれぞれ計上しています。また、遊佐高校魅力化地域連携支援事業で4,967万6,000円、ジオパーク推進事業1,034万5,000円、ふるさとづくり寄附金事業2億4,842万1,000円、地球温暖化対策事業546万9,000円、中山間地域直接支払事業1億1,128万1,000円、多面的機能支払交付金事業2億1,000万円、新規就農者育成総合対策事業455万円、松くい虫防除対策関係経費として2,251万円、町道維持整備及び新設改良事業で2,251万3,000円などがあります。さらには、誘致企業に対する支援として、指定事業奨励金2億7,991万9,000円、産業立地促進資金貸付金2億1,229万5,000円、各地区まちづくり協議会の自主的な運営と地域づくり活動を支援するため、まちづくり活動支援事業として7,111万6,000円をそれぞれ計上しています。これに加え、令和6年7月25日大雨災害による被害に対する災害復旧事業として、農業施設災害復旧事業1,000万円、林道災害復旧事業5,100万円をそれぞれ計上しています。

次に、第2表の債務負担行為についてであります。令和8年度以降に及ぶ債務が確実な経費として、子育て世帯移住奨励金、すくすくゆざっ子支援金、住宅リフォーム資金特別貸付利子補給補助金などを計

上しております。

以上、令和8年度の一般会計予算の概要について申し上げましたが、物価高騰により支出額が増額傾向にあり、一方で国、県の財政事情や人口減少等により財源の確保が厳しい財政状況の中、今後の財政運営に当たっては、これまで以上に財政健全化指標の推移に留意しながら、特別会計などを含めた連結ベースでの一体的な財政評価を行い、町財政全般にわたる安定化のための施策に取り組んでまいります。改めて、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、議第10号 令和8年度遊佐町国民健康保険特別会計予算。近年の少子高齢化に伴い、非保険者数が減少する一方、保険給付費は増加し、国保財政は恒常的に厳しい状況となっております。引き続き収納率の向上に努めるとともに、疾病の予防、早期発見、早期治療につながる特定健康診査をはじめとする保健事業などのさらなる充実を図りながら、適正な運営に努める必要があります。これらを踏まえ、令和8年度遊佐町国民健康保険特別会計の予算総額を15億8,700万円とし、前年度当初予算比では900万円、約0.6%の増としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険税で2億8,233万7,000円、県支出金で11億7,861万8,000円、繰入金で1億2,140万4,000円などいたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で5,023万円、保険給付費で11億6,695万円、保健事業費で2,879万7,000円、国民健康保険事業費納付金で3億3,806万1,000円などとしております。

議第11号 令和8年度遊佐町介護保険特別会計予算。本案につきましては、第9期介護保険事業計画期間の3年度目に当たり、これまでの要介護認定者の認定状況や介護サービスの利用状況、総合事業の実績などを踏まえ、第9期介護保険事業計画が遂行できるよう予算編成を行い、提案するものです。今後も引き続き介護予防事業に取り組むことにより、元気な高齢者の増加と介護給付費の抑制を図り、また高齢者が安心して生活できるよう、地域による支え合いの体制を構築するために、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業者や医療機関との連携を強化し、事業を進めていきます。以上のことを踏まえ、令和8年度遊佐町介護保険特別会計の予算総額を19億2,200万円とし、前年度当初予算比で900万円の増額とするものであります。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険料で3億8,338万3,000円、国庫支出金で4億7,036万5,000円、支払基金交付金で4億9,843万1,000円、県支出金で2億6,261万2,000円、繰入金で3億655万5,000円とするものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で6,066万6,000円、保険給付費で18億180万円、地域支援事業費で5,242万6,000円、諸支出金で636万円とするものであります。

議第12号 令和8年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算。本案につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村でその窓口業務を行うこととして設けております。山形県後期高齢者医療広域連合における事務内容は、被保険者の資格管理や保険料等の決定及び賦課、また保険給付費の支給決定や保険事業の計画等であります。

一方、市町村における事務内容につきましては、被保険者の資格や給付に関する各種申請等の受付、資格確認書などの引渡し及び保険料の徴収などであります。山形県後期高齢者医療広域連合で金額を決定した納付金が歳入の主なものであり、財源については保険料と一般会計からの事務費繰入金と基盤安定繰入

金であります。これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を2億8,000万円とし、前年度当初予算比では4,100万円、約17%の増としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料で1億9,281万1,000円、繰入金で8,685万円などといたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で135万円、後期高齢者医療広域連合給付金で2億7,831万3,000円などとしております。

議第13号 令和8年度遊佐町水道事業会計予算。本案につきましては、安全、安心な水道水の供給を図るため、健全な経営基盤の強化、維持管理経費などの節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的経営を目指し、予算編成をするものであります。内容について申し上げますと、大楯浄水場改築詳細設計を行うほか、送水管布設替え工事、水道施設一元管理のための水道施設台帳作成事業などを事業費として計上するものであります。

まず、業務の予定量といたしまして、給水戸数と給水人口を4,560戸、1万2,200人とし、年間総給水量を135万立方メートル、1日平均給水量を3,699立方メートルと設定したところであります。

次に、収益的収支につきましては、事業収益の予定額を3億6,110万9,000円とし、主な内容として、給水収益等の営業収益で3億2,518万1,000円となっております。これに対する事業費用の予定額を3億5,930万2,000円とし、主な内容として、修繕費、光熱水費などの取水配水給水費1億782万2,000円、職員給与関係、料金賦課収納業務などの総係費で4,456万8,000円となっております。

資本的収支につきましては、先ほどご説明申し上げました大楯浄水場改築詳細設計等を行うため、資本的支出として、建設改良費に2億3,130万円を計上し、企業債償還金6,000万円を合わせ、支出予定額を2億9,130万円としたところであります。これに対する資本的収入予定額としては、企業債の借入れで1億3,720万円、社会資本整備総合交付金2,960万円、企業債の償還に対する一般会計からの繰入金860万円となっております。

資本的収入額の資本的支出額に対する不足額1億1,590万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填するものであります。

議第14号 令和8年度遊佐町下水道事業会計予算。本案につきましては、環境衛生の向上を図り、公共用水域の水質保全に資するため、健全な経営基盤の強化、維持管理経費などの節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的経営を目指し、予算編成をいたしたものであります。内容について申し上げますと、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築更新事業などを事業費として計上したところであります。

まず、業務の予定量といたしまして、処理区域内人口を1万1,100人とし、年間総処理水量を93万4,900立方メートル、1日平均処理水量を2,561立方メートルと設定したところであります。

次に、収益的収支につきましては、事業収益の予定額を6億3,018万円とし、主な内容として、下水道使用料などの営業収益で1億6,332万7,000円、他会計負担金、長期前受金戻入などの営業外収益で4億6,683万3,000円となっております。これに対する事業費用の予定額を6億2,247万9,000円として、主な内容として管渠処理場費、減価償却費等の営業費用で5億5,234万9,000円、支払利息などの営業外費用で6,900万円となっております。

さらに、資本的収支につきましては、資本的収入の予定額を2億6,600万円とし、主な内容として、企業債で4,900万円、他会計補助金で1億6,000万円、国庫補助金で5,700万円となっております。これに対する資本的支出の予定額を4億2,600万円とし、主な内容として、建設改良費で1億1,400万円、企業債償還金で3億1,100万円となっております。

なお、資本的収入額の資本的支出額に対する不足額1億6,000万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議第15号 遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定について。本案につきましては、乳児等通園支援事業の開始に伴い、遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例を整備するため、提案するものであります。

議第16号 一般職の職員等の旅費に関する条例の設定について。本案につきましては、令和6年度に行われた国家公務員等の旅費に関する法律の改正を受け、地方公務員における旅費制度についてもそれに準じた見直しを図るため、提案するものであります。

議第17号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、電気通信事業及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、関係する規定を整備する必要があるため、提案するものであります。

議第18号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項のずれによる規定を整備するため、提案するものであります。

議第19号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、蕨岡まちづくりセンターを旧蕨岡小学校に移転することに伴い、位置が変更となるため、提案するものであります。

議第20号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告などに準じ職員の給与改定等を行うため、提案するものであります。

議第21号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町放課後児童健全育成事業において、事業の安定的かつ継続的な運営を図るため、一定の知識及び経験を有する者をみなし支援員として配置できることとするため、提案するものであります。

議第22号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、物価高騰及び他の同規模施設における利用料を鑑み提案するものであります。

議第23号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、物価高騰及び他の同規模施設における利用料を鑑み提案するものであります。

議第24号 R6災46—5杉沢(3) 農地・農業用施設災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、R6災46—5杉沢(3) 農地・農業用施設災害復旧工事について、工期を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第25号 令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更につ

いて。本案につきましては、令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事について、工期を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第26号 ゆぎ元町地域交流センターの指定管理者の指定について。本案につきましては、ゆぎ元町地域交流センターの設置及び管理に関する条例第11条の規定により、遊佐町商工会をゆぎ元町地域交流センターの指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和8年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第27号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について。本案につきましては、遊佐町過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で終了することから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、令和8年度から令和12年度の市町村計画を策定するため提案するものであります。

議第28号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。本案につきましては、計画事業及び辺地対策事業債予定額の変更に伴い、白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき提案するものであります。

議第30号 令和7年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構整備工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、令和7年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構整備工事について、工期及び契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

以上、当初予算案件6件、条例案件9件、事件案件6件についてご説明申し上げます。詳細については、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第15号について、渡部健康福祉課長よりお願いいたします。

渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 議第15号 遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定について説明させていただきます。

設定の理由としましては、遊佐町乳児等通園事業の開始に伴い、遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例を整備するため設定するものでございます。内容としましては、第1条では、趣旨として、町立保育所が実施する乳児等通園支援事業の利用料に関し必要なことを定めることとしております。第2条では利用料は事業の対象児童1人につき1時間当たり300円とすること、第3条では徴収時期について、第4条では利用料の減免について規定しております。第5条では、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めることについて規定しております。

なお、この条例の施行日は令和8年4月1日としております。

以上になります。

議 長（高橋冠治君） 次に、議第16号について、鳥海総務課長よりお願いします。

鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、私のほうから、議第16号 一般職の職員等の旅費に関する条例の設定についてということで説明させていただきます。

今回は、国の法律改正に伴って全部改正ということでさせていただきました。主な変更点について説明させていただきます。

これまで支給されておりました日当が廃止になりまして、宿泊したときにだけ宿泊手当ということで、国、県に準拠して1泊当たり2,400円が支給されます。これは、一般職、特別職によらず定額となります。

次に、自家用車使用の場合の車賃の支給についてですが、国では自家用車の使用の想定はされていないわけではございますが、本町では公用車の数に余裕が十分ないため、これまで自家用自動車の公用使用を条件付で認めて、ガソリン代相当額を負担することで運用してきました。状況は今後も変わらないわけではございますので、自家用自動車利用の旅費については支給することとしております。これまで1キロ当たり20円で計算しておりましたが、県の単価に準拠して、1キロ当たり22円に見直ししております。

次に、宿泊費の上限額についてですが、これも国、県に準拠して実費を基本としながらも、その上限額は都道府県ごとに定めた金額に基づいて運用されます。上限額として十分大きい額を設定しておりますが、それでも不足する場合には、正当な事情がある場合に限り、町長の裁量により実費分の宿泊料が支給されるという例外規定はこれまでどおり設ける予定としております。

最後に、運転手当についてですが、本町は県北に位置するという地理的な特性から、他市町村と比較して車での移動距離、移動時間が長くなる傾向にあります。運転者にかかる精神的な負担は大きく、本町ではこれまで通常の日当に上乘せする形で追加の日当を運転者に支給してきました。今回の新たな条例によって日当が廃止された場合であっても、置かれている状況は変わりませんので、これまでどおり町独自の旅費として運転の手当を設けて、長距離で公用車、自家用車を運転した者に対して600円を支給することとしております。

以上、説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長（高橋冠治君） 次に、日程第23、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第9号 令和8年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算5件については、恒例により小職を除く議員11名による予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、遊佐町議会会議規則第39条の規定に基づき、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の渋谷敏議員、同副委員長には遊佐亮太議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に渋谷敏議員、同副委員長には遊佐亮太議員と決しました。

予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

(午後 3 時 3 9 分)